

福知山市再犯防止推進計画

令和6年度～令和10年度

令和6(2024)年3月
福知山市

はじめに

全国における刑法犯認知件数は、平成14年をピークに令和3年まで19年連続で減少していますが、刑法犯検挙者のうち、再犯者の割合は、増加傾向で推移してきており、約5割を占めています。

本市においても刑法犯認知件数は減少しておりますが、福知山警察署管内における検挙者に占める再犯者の割合は、令和元年以降5割を超える状況となっております。

「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成28年12月に公布・施行され、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとされました。また、同法では、地方公共団体の責務として、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定・実施することとされ、「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めなければならないと規定されました。

こうした状況を受け、本市においても、犯罪をした人が多様化する社会において孤立せず、市民の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることができるよう、誰一人取り残さない共生社会の実現及び市民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現をめざして「福知山市再犯防止推進計画」を策定いたしました。

犯罪をした人の中には、住居や就労先を確保することができないなど、社会復帰に向けた基盤を整えることができず、また、誰にも相談できずに必要な支援も十分受けられず、孤立を深め、再び犯罪をしてしまう人も少なくありません。

犯罪をした人の地域社会の一員としての復帰を支援するとともに、新たな犯罪被害者を生み出さないために、国や府、関係団体等と連携しながら本計画の取組を進めてまいりますので、市民の皆様をはじめ、事業者、学校などの皆様の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、様々な視点から貴重な御意見と御提言をいただきました福知山市再犯防止推進計画策定懇話会の委員の皆様をはじめ、御協力いただきました関係機関、団体の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

福知山市長 大橋一夫



目 次

第1章 計画について	1
1 計画策定の背景・目的	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
第2章 本市における再犯防止を取り巻く状況	4
1 福知山市の検挙者数及び再犯者の状況	4
2 福知山市の少年犯罪の状況	9
3 再犯防止の推進に関する保護司アンケートの概要	11
(1) アンケート内容	11
(2) アンケート回答状況	12
(3) アンケート結果の要約（アンケート結果分析）	12
第3章 計画の基本的な考え方	13
1 基本方針	13
2 重点課題への取組	13
第4章 施策の展開	14
1 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組	14
(1) 就労の確保に向けた支援	14
(2) 住居の確保に向けた支援	16
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組	18
(1) 高齢者又は障害のある人等への支援等	18
(2) 薬物依存の問題を抱える人への支援等	20
3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組	22
4 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組	25
5 民間協力者の活動の促進及び犯罪をした人等の居場所づくりのための取組	26
6 地域による包摂の推進及び再犯防止に向けた基盤の整備のための取組	28
第5章 相談・支援の体制	31
1 相談対応	31
2 相談体制	31
第6章 計画の推進体制と点検・評価	31
第7章 資料編	32
1 福知山市再犯防止推進計画策定懇話会に関する要綱	32
2 福知山市再犯防止推進計画策定懇話会委員名簿	33
3 再犯防止推進計画策定懇話会の開催経過	34
4 再犯防止の推進に関する保護司アンケート集計結果	35
5 再犯の防止等の推進に関する法律	45
6 用語説明	50

第1章 計画について

1 計画策定の背景・目的

全国における刑法犯認知件数（警察等捜査機関が犯罪について、被害届等によりその発生を把握した件数）は、平成14年をピークに減少傾向にあります。

しかしながら、再犯者率（刑法犯検挙者数に占める再犯者数の比率）は、5割近くの値で推移しており、令和3年には48.6%となっています。

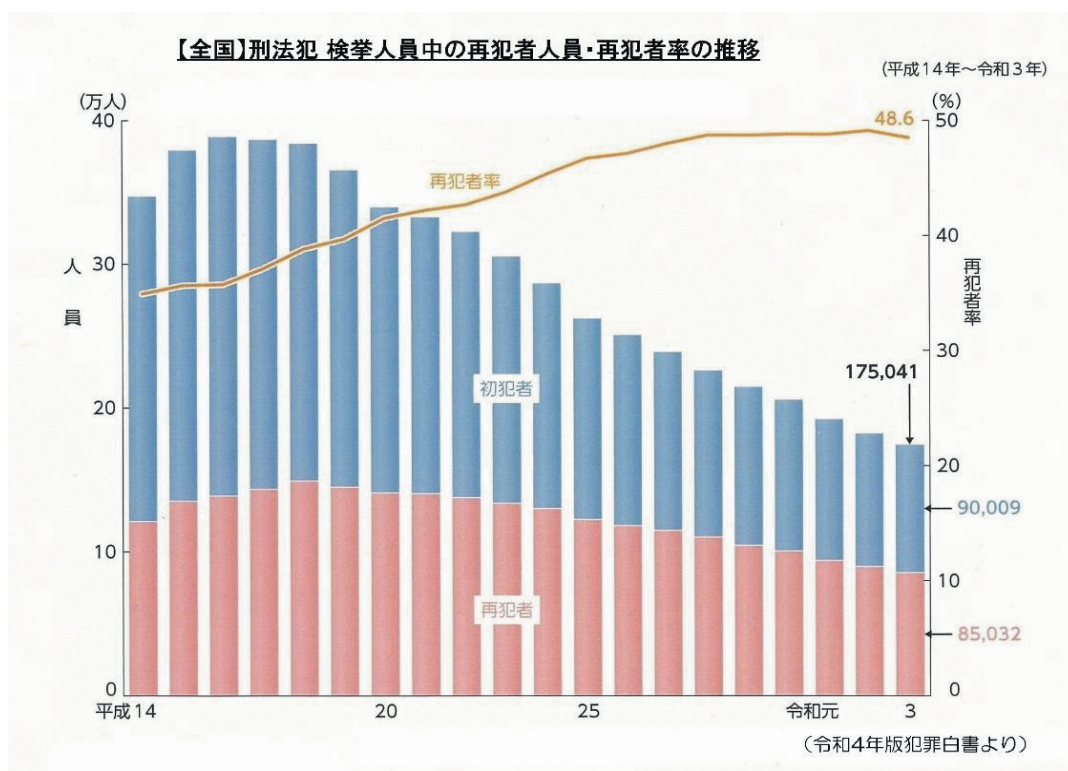
このことから、犯罪を減らすためには、再犯の防止が重要な取組として認識をされるようになりました。

こうした現状のもと、国において平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が公布・施行され、同法に基づき、平成29年12月に「再犯防止推進計画」が策定されました。

再犯防止推進法では、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有すること及び再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならないと明記されました。

これを受けて、本市では、犯罪をした人等が、多様化する社会において孤立せず、市民の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることができるよう、誰一人取り残さない共生社会の実現及び市民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現をめざして、「福知山市再犯防止推進計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画は、罪を償い、やり直そうとする人たちを支援するものとともに、新たな犯罪被害者を生み出さないための取組でもあります。

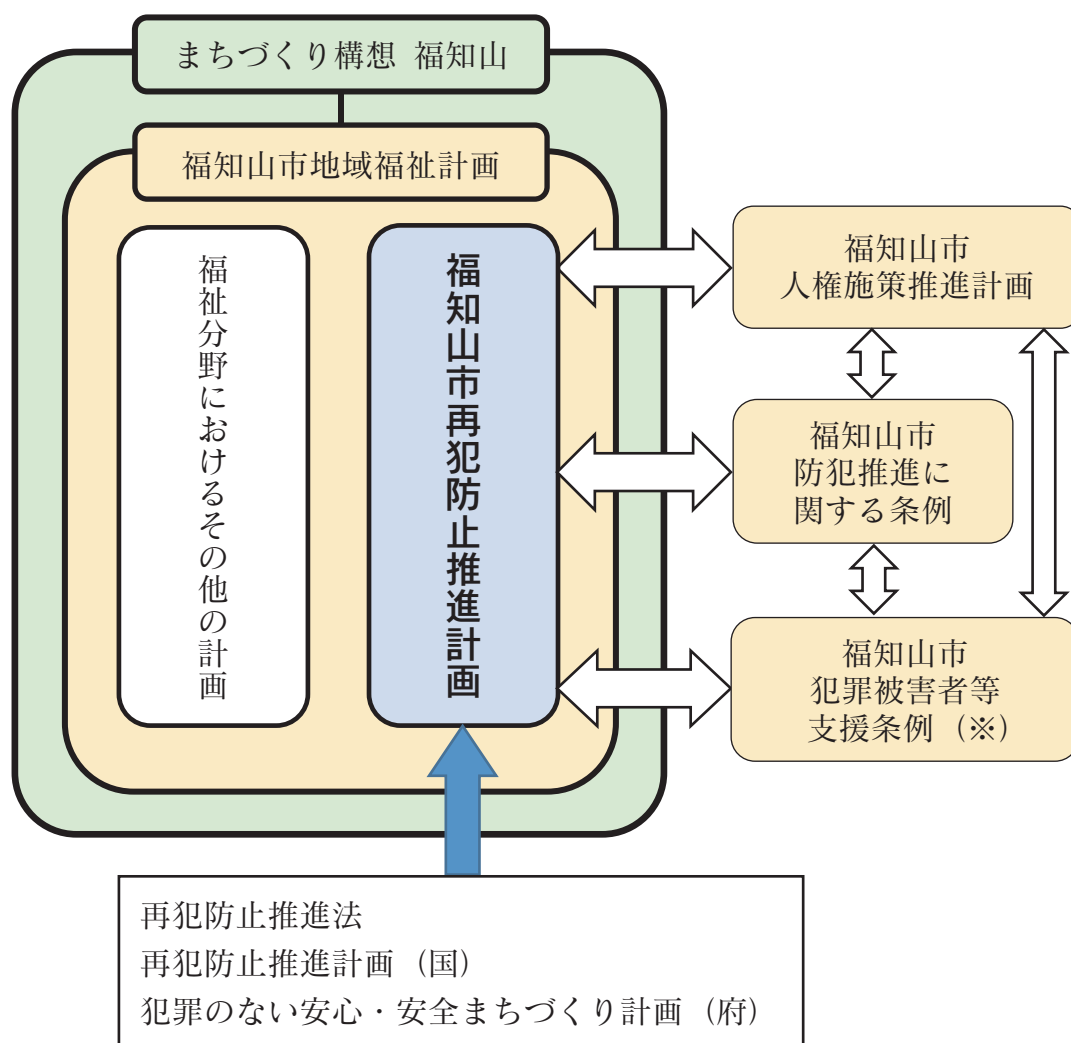


2 計画の位置付け

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」です。

また、国の「再犯防止推進計画」や京都府の「犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」の取組内容を踏まえるとともに、上位計画の「まちづくり構想 福知山」及び「第4次福知山市地域福祉計画」をはじめとする関連計画と連携・整合を図ります。

【計画の位置付けイメージ図】



※福知山市犯罪被害者等支援条例と本計画について

福知山市では、犯罪等により被害に遭われた人、そのご家族又はご遺族が平穏な生活を取り戻すために必要な支援を行い、受けられた被害の軽減及び回復を目的として、平成24年に「福知山市犯罪被害者等支援条例」を制定しています。

この条例に基づき、警察や京都犯罪被害者支援センターなどの関係機関と連携・協力し、犯罪被害者等に寄り添った支援と権利・利益の保護を行っています。

本計画は、犯罪や非行をした人の社会復帰や立ち直りの支援を目的としていますが、犯罪等により被害に遭われた人が存在することを十分に認識し、新たな犯罪被害者等を生まないための取組とすることが必要です。

3 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間とします。

年度	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	
	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	
	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	
福知山市	まちづくり構想 福知山 (令和4年度～8年度)				次期計画					次々期 計画	
	地域福祉計画 第4次計画 (令和5年度～9年度)					次期計画					
	計 策 定	福知山市再犯防止推進計画					次期計画				
					次 計 策 期 画 定						
国	【国】第二次再犯防止推進計画					【国】次期計画					
京都府	現 行 計 画	【京都府】 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画					【京都府】次期計画				

第2章 本市における再犯防止を取り巻く状況

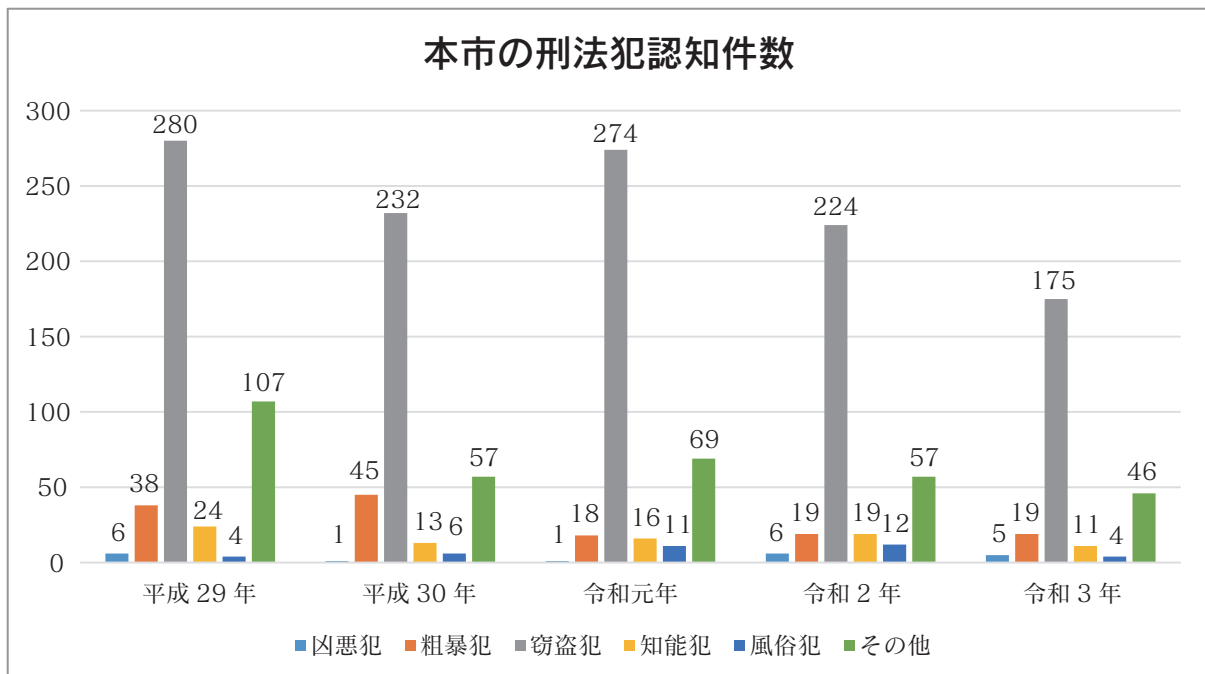
1 福知山市の検挙者数及び再犯者の状況

本市での検挙者数のうち、再犯者の占める割合は、令和元年以降5割を超えており、高い状況にあります。

検挙者数を罪種別に見ると、窃盗犯が最も多く各年とも全体の半数前後の人数となっています。

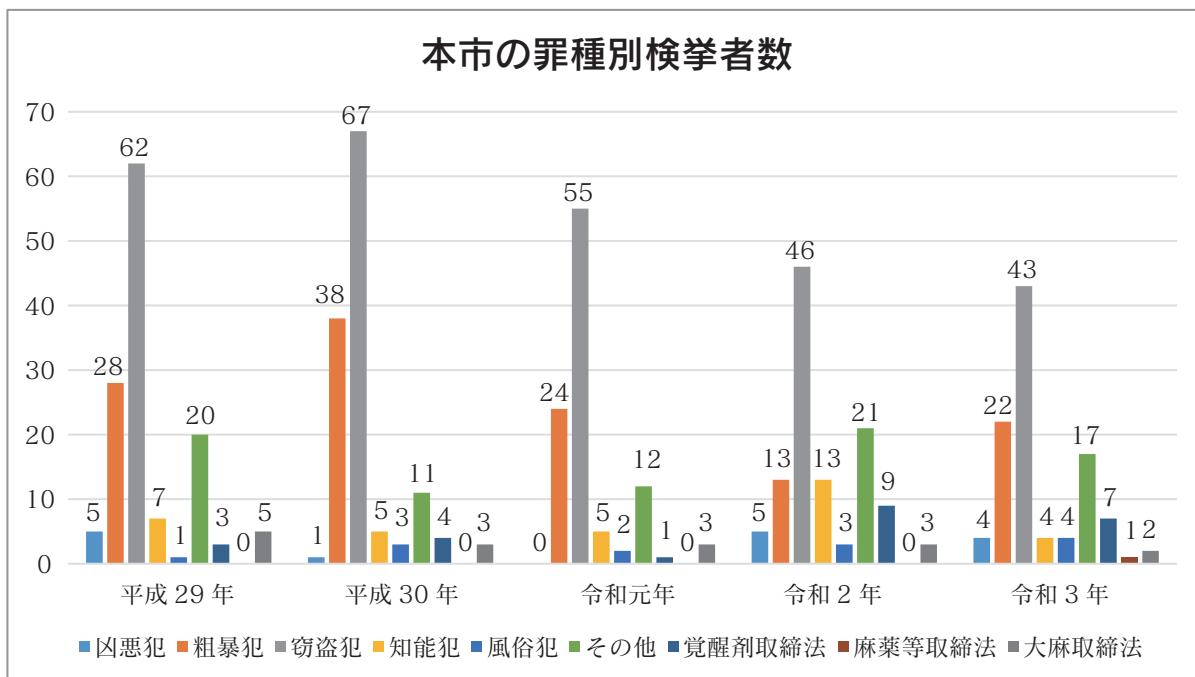
また、刑法犯の認知件数が減少するなか、検挙者数も減少していますが、再犯者の検挙者数は、ほぼ横ばい状態であることから、再犯者率は、上昇している状況です。

このことから、再犯防止の取組が犯罪を減らすためにも重要になってきます。



	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	計
平成 29 年	6件	38件	280件	<24件>	<4件>	<107件>	459件
平成 30 年	1件	45件	232件	<13件>	<6件>	<57件>	354件
令和元年	1件	18件	274件	16件	11件	69件	389件
令和 2 年	6件	19件	224件	19件	12件	57件	337件
令和 3 年	5件	19件	175件	11件	4件	46件	260件

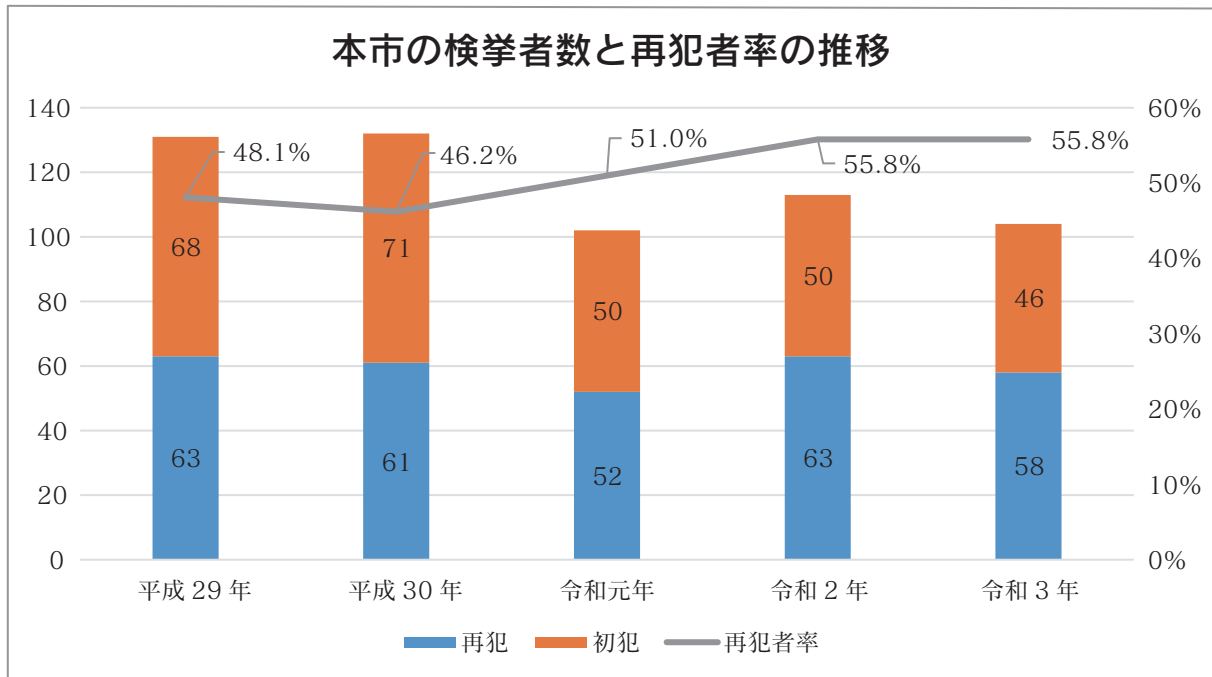
(福知山警察署提供資料 ただし、< >は福知山市統計書より該当件数と思われる箇所を抜粋)



	刑法犯						覚醒剤取締法	麻薬等取締法	大麻取締法	計
	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他				
平成 29 年	5人	28人	62人	7人	1人	20人	3人	0人	5人	131人
平成 30 年	1人	38人	67人	5人	3人	11人	4人	0人	3人	132人
令和元年	0人	24人	55人	5人	2人	12人	1人	0人	3人	102人
令和 2 年	5人	13人	46人	13人	3人	21人	9人	0人	3人	113人
令和 3 年	4人	22人	43人	4人	4人	17人	7人	1人	2人	104人

※犯行時年齢が 20 歳以上のみ

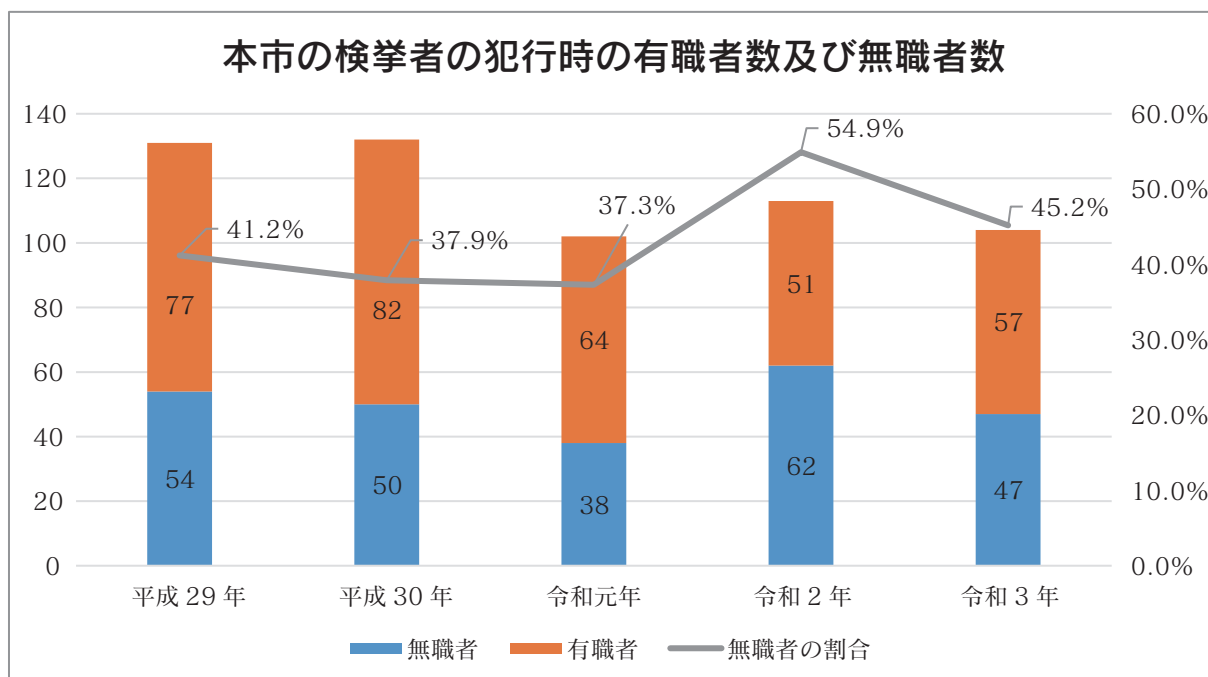
(法務省矯正局提供データを基に福知山市が作成)



	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
検挙者数	131人	132人	102人	113人	104人
内) 初犯	68人	71人	50人	50人	46人
再犯	63人	61人	52人	63人	58人
再犯者率	48.1%	46.2%	51.0%	55.8%	55.8%

※犯行時年齢が 20 歳以上のみ

(法務省矯正局提供データを基に福知山市が作成)

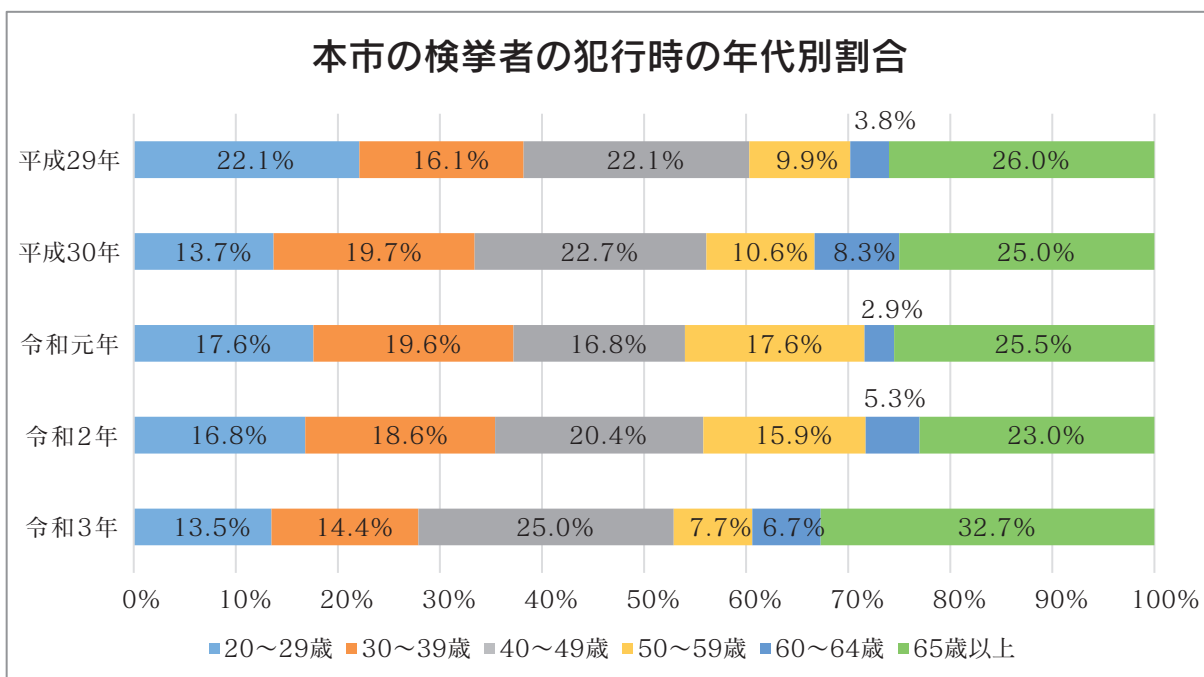


	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
検挙者数	131人	132人	102人	113人	104人
内) 有職者	77人	82人	64人	51人	57人
無職者	54人	50人	38人	62人	47人
無職者の割合	41.2%	37.9%	37.3%	54.9%	45.2%

※犯行時年齢が20歳以上のみ

(法務省矯正局提供データを基に福知山市が作成)

本市の検挙者の犯行時の年代別割合



	検挙者数	年代別割合					
		20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上
平成 29年	131人	29人	21人	29人	13人	5人	34人
		22.1%	16.1%	22.1%	9.9%	3.8%	26.0%
平成 30年	132人	18人	26人	30人	14人	11人	33人
		13.7%	19.7%	22.7%	10.6%	8.3%	25.0%
令和 元年	102人	18人	20人	17人	18人	3人	26人
		17.6%	19.6%	16.8%	17.6%	2.9%	25.5%
令和 2年	113人	19人	21人	23人	18人	6人	26人
		16.8%	18.6%	20.4%	15.9%	5.3%	23.0%
令和 3年	104人	14人	15人	26人	8人	7人	34人
		13.5%	14.4%	25.0%	7.7%	6.7%	32.7%

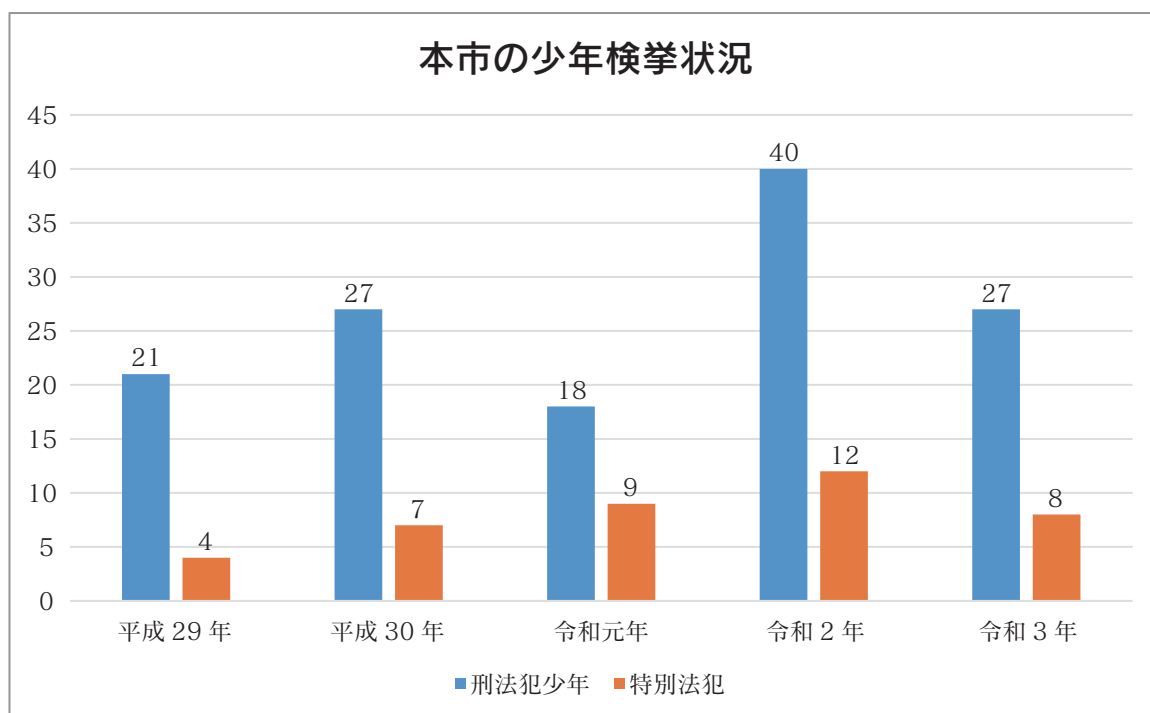
※犯行時年齢が20歳以上のみ

(法務省矯正局提供データを基に福知山市が作成)

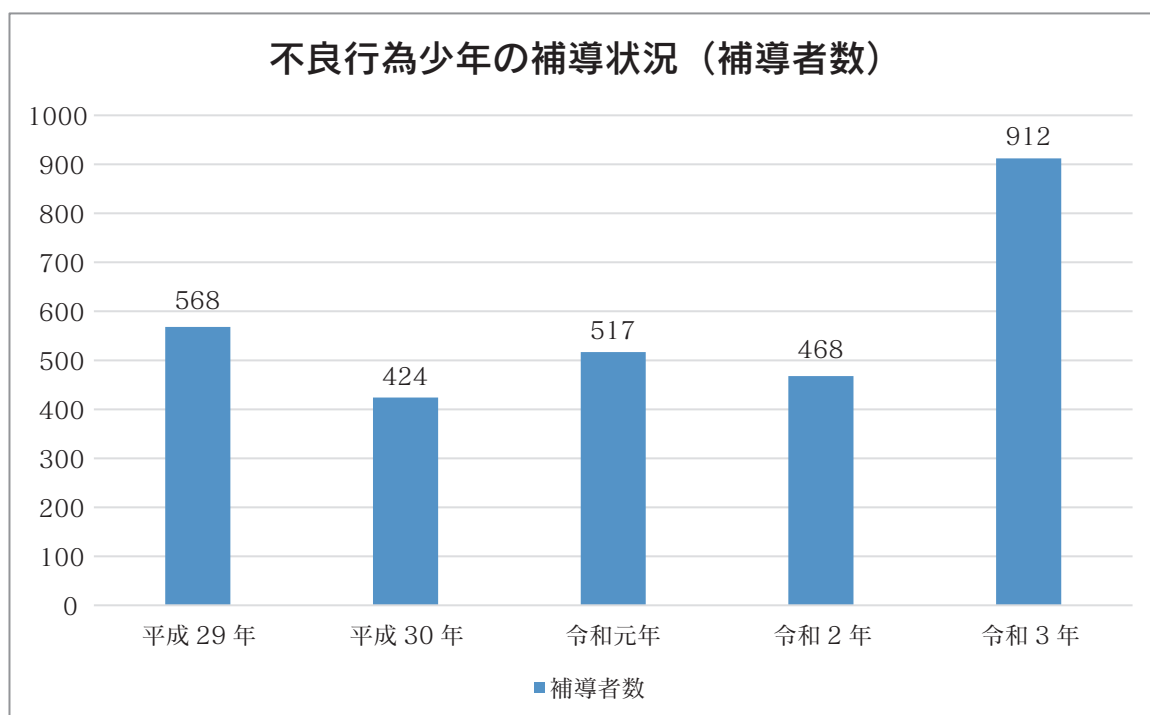
2 福知山市の少年犯罪の状況

本市における刑法犯少年の検挙状況については、令和2年に大幅な増加が見られましたが、令和3年は、平成30年と同数まで減少しました。

また、不良行為少年の補導状況については、令和3年に大幅な増加が見られました。

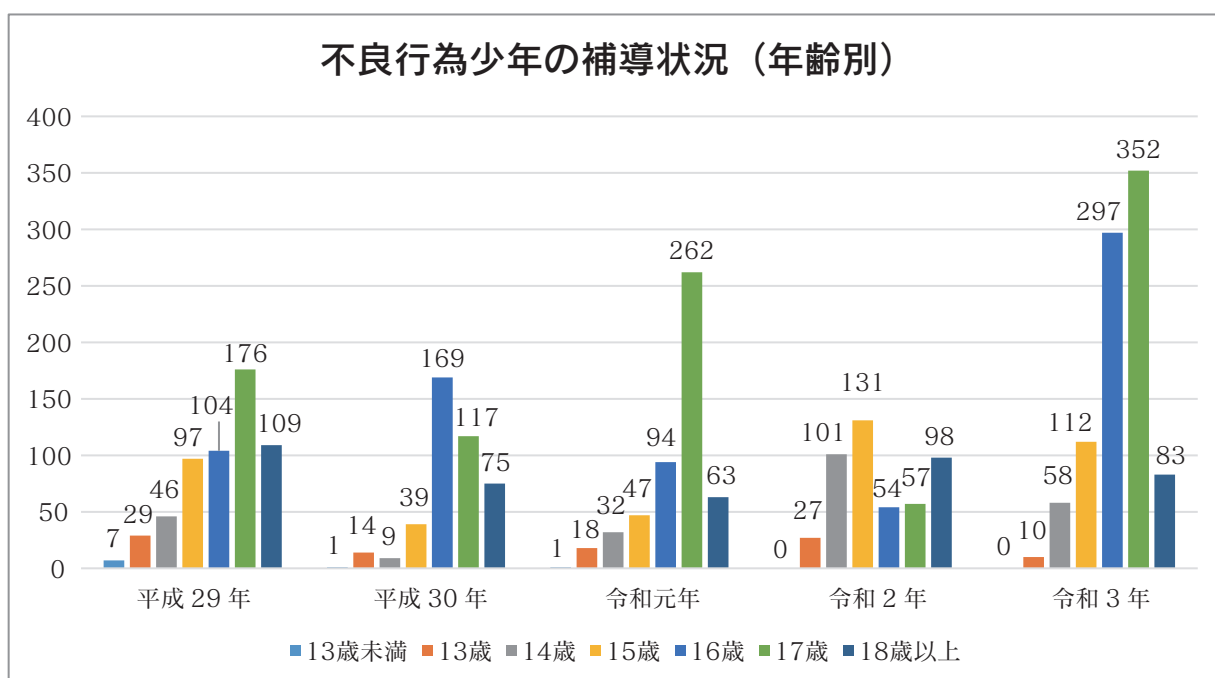


(福知山警察署提供資料)



(福知山警察署提供資料)

不良行為少年の補導状況（年齢別）



	13歳未満	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	計
平成 29 年	7人	29人	46人	97人	104人	176人	109人	568人
平成 30 年	1人	14人	9人	39人	169人	117人	75人	424人
令和元年	1人	18人	32人	47人	94人	262人	63人	517人
令和 2 年	0人	27人	101人	131人	54人	57人	98人	468人
令和 3 年	0人	10人	58人	112人	297人	352人	83人	912人

（福知山警察署提供資料）

不良行為少年の補導状況（行為別）

	喫煙	深夜徘徊	飲酒	粗暴行為	怠学	無断外泊	暴走行為	不健全娯楽	その他	計
平成 29 年	322人	216人	5人	2人	11人	6人	6人	0人	0人	568人
平成 30 年	206人	196人	6人	0人	11人	0人	4人	1人	0人	424人
令和元年	262人	240人	2人	2人	6人	0人	3人	0人	2人	517人
令和 2 年	209人	231人	10人	0人	4人	0人	10人	0人	4人	468人
令和 3 年	395人	481人	14人	0人	8人	0人	12人	0人	2人	912人

（福知山警察署提供資料）

3 再犯防止の推進に関する保護司アンケートの概要

(1) アンケート内容

ア アンケートの目的

本計画を策定するにあたり、日頃から更生保護活動に取り組まれている保護司の皆様の意見を聴取し、犯罪や非行をした人への必要な支援や更生保護の実態等を把握することで、計画策定及び今後の施策の参考とするためにアンケートを実施しました。

イ アンケートの項目

11項目

- 問1 あなたの年齢をお答えください。
- 問2 保護司としての活動年数を教えてください。
- 問3 保護司となられたきっかけは何ですか。
- 問4 犯罪や非行をした人が抱えている悩みは何ですか。
- 問5 犯罪や非行をした人が再犯に至ってしまう一番の理由は何だと思われませんか。
- 問6 保護司活動の中で、困難を感じることは何ですか。
- 問7 犯罪や非行をした人が再犯に至らないためにどのような支援が必要だと思いませんか。
- 問8 これまでに担当された保護観察対象者に、複数の課題（生活困窮、障害、要介護、引きこもり、虐待等）が重なり、支援が非常に難しかった事例はありましたか。
- 問9 普段の活動の中で、相談したり協力を求めたりしておられるところはありますか。
- 問10 今後の活動の中で、相談や協力を求めたり、連携が必要であると思われるところはありますか。
- 問11 再犯防止に関してご意見がありましたら、記述をお願いします。

ウ アンケートの対象者

福知山地区の保護司 48名

エ アンケートの方法

調査票を個人宛に郵送し記入後に郵便で返送、もしくはインターネット（ロゴフォーム）を使用しての回答

オ アンケートの期間

令和5年8月1日（火）から令和5年8月18日（金）まで

(2) アンケート回答状況

ア 回答者数

45人(郵送回答32人、インターネット回答13人)

イ 有効回答数

45

ウ 回答率

93.75% (45/48)

エ 回答集計、結果

第7章 資料編「4 再犯防止の推進に関する保護司アンケート集計結果」に掲載

(3) アンケート結果の要約(アンケート結果分析)

- ◇ 犯罪や非行をした人が抱えている悩み、再犯に至ってしまう一番の理由、再犯に至らないための支援等について、就労に係る事項の回答を選択されている保護司の方が最も多く、犯罪や非行をした人の社会復帰や再犯防止には、特に「就労支援」が必要であると感じておられます。
- ◇ 犯罪や非行をした人と周りの人との人間関係に係る事項の回答を選択されている保護司の方も多く、犯罪や非行をした人を社会から孤立させない取組が必要であると感じておられます。
- ◇ 今後の活動の中で、相談や協力を求めたり、複数の関係機関との連携が必要であると回答されており、再犯防止には、多くの関係機関、団体等が協力し合い、連携しながら取り組む必要があると感じておられます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本方針

再犯防止には、罪を犯した人が孤独を抱えないよう、地域全体で見守り、社会復帰ができるよう支えていく必要があります。本市の「まちづくり構想 福知山」においても「市民一人ひとりが、お互いを尊重しながら、共に育み、共に育つまち」を基本政策に掲げています。

また、「第4次福知山市地域福祉計画」では、「市民が『幸せを生きる』まち ふくちやま ～オレンジのまちづくり～」を基本理念に定めています。

さらに、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）においては、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざすこととしています。

再犯防止を推進するためには、犯罪をした人等自身の更生に対する意欲や強い意志が必要であることは言うまでもありませんが、更生しようとする人が抱える様々な課題に対し、安定した住居や収入、地域社会で孤立させないための支援等が必要となります。

既に、犯罪をした人の支援体制として、国が設置する矯正施設や関係機関による更生保護の取組が進められているところです。

本市においても、犯罪をした人等も含め、全ての市民に寄り添った支援をしていくことで、誰もが安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざします。

2 重点課題への取組

本計画では、再犯防止推進計画、京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画及び本市の「まちづくり構想 福知山」、「第4次福知山市地域福祉計画」等を踏まえ、犯罪をした人等が地域社会で孤立することなく、円滑に地域社会の一員として復帰するとともに、市民の犯罪被害を防止するため、地域や関係機関との連携を図る中で、次の重点課題に取り組みます。

- (1) 就労・住居の確保等を通じた自立支援
- (2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- (3) 学校等と連携した修学支援の実施等
- (4) 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- (5) 民間協力者の活動の促進及び犯罪をした人等の居場所づくり
- (6) 地域による包摂の推進及び再犯防止に向けた基盤の整備

第4章 施策の展開

1 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組

(1) 就労の確保に向けた支援

ア 現状と課題

刑務所に再び入所した人のうち約7割が、再犯時に無職であった人となっています。

また、全国的には、仕事に就いていない人の再犯者率は、仕事に就いている人の再犯者率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクに結び付きやすいことが明らかになっています。

犯罪をした人等の就労については、前科等があることに加え、求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有しておらず求職活動が円滑に進まない場合があること、社会人としてのマナーや対人関係の形成・維持のために必要な能力を身に付けておらず職場での人間関係を十分に構築できない、あるいは自らの能力に応じた適切な職業選択ができないなどの事情により、一旦就職しても離職してしまう場合があります。

また、協力雇用主となりながらも実際の雇用に結び付いていない企業等が多いことなど、安定した就労ができない人が存在するなどの課題があります。

◎本市における協力雇用主の状況（平成29年～令和3年）

協力雇用主数	11
実雇用主数	1
被雇用者数	1

（京都保護観察所提供資料）

イ 具体的な取組

(ア) 市の取組

施策項目	内 容	所 管
関係機関連携による就労支援	国（ハローワーク）や京都府（北京都ジョブパーク）と連携して、就労に関する相談やセミナーの開催等、求職者のニーズに応じた雇用マッチングによって就労支援をするとともに、コレワークや協力雇用主制度の広報に協力します。 また、農福連携等、犯罪をした人等が自信や生きがいを持って働くことができる環境の整備に努めます。	産業観光課 社会福祉課 人権推進室

生活困窮者に対する就労支援	就労準備支援事業により、生活困窮者の就労意欲喚起のため、一般就労に向けた基礎能力の形成等、日常生活・社会生活に関する基本的な点から支援を行います。	社会福祉課
障害のある人の就労支援	障害者総合支援法に基づく就労系サービス（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援）により、就労に向けた訓練機会の提供や就労後の定着を支援します。 また、ハローワーク福知山や障害者就業・生活支援センターわかば等、関係支援機関と連携した支援を行います。	障害者福祉課
高齢者の就労支援	シルバー人材センターと連携し、60歳以上で働く意欲のある健康な人に対し、就業の機会を提供します。	産業観光課
協力雇用主への入札資格審査時の加点制度導入への模索	京都府や近隣市町村等の動向を見ながら、入札参加資格審査の格付制度の現行ルールに合わせ業種を限定して実施する等、可能なことを模索していきます。	契約監理課

(イ) 国・府の取組

施策項目	内 容	所 管
協力雇用主への支援	保護観察所では、犯罪をした人等を雇用する協力雇用主に対して雇用に関する助言や刑務所出所者等就労奨励金制度、身元保証制度の活用等を通じて、協力雇用主の負担や不安を軽減する取組を行っています。	法務省
矯正施設における就労支援	矯正施設では、キャリアコンサルタント等の専門性を有し、受刑者等に対するキャリアカウンセリング、ハローワークや企業との連携調整等に当たる就労支援専門官や就労支援スタッフ等の配置を進めています。 また、就労に必要な基本的スキルやマナーを習得させるとともに、出所後の就労に向けての取組を具体化させる就労支援指導や職業指導を実施しています。	法務省
コレワークの取組	全国8か所にある矯正就労支援情報センター（通称「コレワーク」）では、受刑者等の帰住先や取得資格等の情報を一括管理し、刑務所出所者等の雇用を希望する事業者に対して、ニーズに適合する人を収容する矯正施設を紹介し、採用手続きをサポートする等の支援を行っています。	法務省

職業相談等の就労支援	矯正施設や保護観察所からの協力依頼があった対象者に対し、各機関と連携を図りながら職業相談等の就労支援を行います。 また、矯正施設入所者が出所後にハローワークへ求職申込を行った場合も、担当窓口にて個別支援を行います。	福知山公共職業安定所
ワンストップで行う就労支援	ハローワークと連携し、相談から就職、職場への定着までをワンストップで支援する総合就業支援拠点。一人ひとりにあったきめ細かなカウンセリングやセミナー、企業説明会等の支援も行っています。府北部には「北京都ジョブパーク」が福知山市にあります。	京都府ジョブパーク

(2) 住居の確保に向けた支援

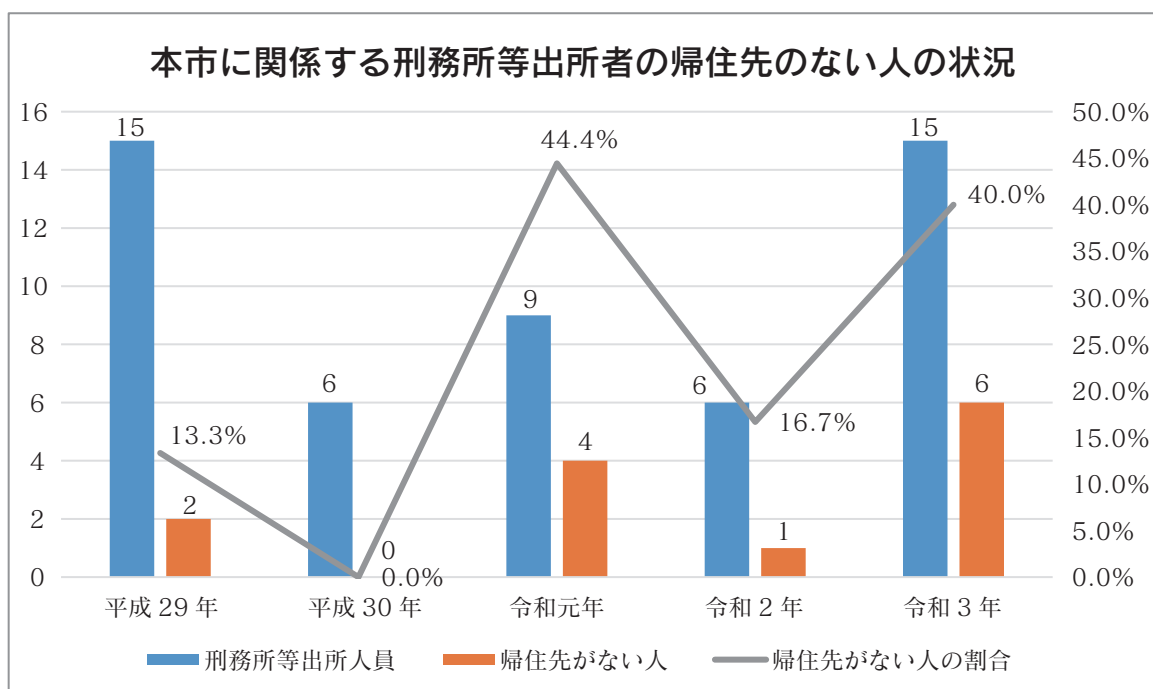
ア 現状と課題等

適切な住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための基盤であり、再犯防止を図る上で重要となってきます。

しかしながら、刑務所等の刑事施設を満期で出所した人のうち約4割が適当な住居が確保されないまま刑務所を出所しています。

また、出所後に住居を確保しようとした際、親族や身元保証人等がいなかったことにより賃貸住宅の契約が難航することもあります。

そして、これらの人の再犯に至るまでの期間が、出所後の住居が確保されている人と比較して短いことが明らかとなっています。



	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
刑務所等出所人員	15人	6人	9人	6人	15人
帰住先がない人	2人	0人	4人	1人	6人
帰住先がない人の割合	13.3%	0%	44.4%	16.7%	40.0%

※刑務所等出所人員については、福知山市内へ帰住を希望しつつも、帰れず他地区に帰った人を含む。

※刑務所等出所人員については、少年院仮退所者を含む。

(京都保護観察所提供資料)

イ 具体的な取組

(ア) 市の取組

施策項目	内 容	所 管
市営住宅での受け入れ	緊急入居の取組等、高齢者や障害のある人、生活困窮者にとって市営住宅の利用しやすい環境づくりを推進します。	建築住宅課
生活困窮者等に対する安定した住居確保	離職等により経済的に困窮し、住居を失った方又は住居を失うおそれのある方に対して、住居確保給付金により、家賃相当額を支給します。 また、住居を持たない生活困窮者（ホームレス）に対して、一時生活支援事業により、一定期間、宿泊場所や食事の提供等を行います。	社会福祉課
高齢者や障害のある人等への住まいの情報提供	在宅での日常生活が困難な高齢者や障害のある人等に対し、福祉施設等への入所（居）について情報提供を行います。	地域包括ケア推進課 高齢者福祉課 障害者福祉課

(イ) 国の取組

施策項目	内 容	所 管
帰住先確保に向けた取組	受刑者等の出所後の帰住予定地を管轄する保護観察所では、保護観察官や保護司が引受人と面接するなどして、帰住予定地の状況を調査し、住居、就労先等が改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境となるよう調整しています。	法務省
一時的な住居の確保	直ちに自立することが難しい刑務所出所者等については、一時的な住居として更生保護施設、自立準備ホームで受け入れ、社会復帰のための就職援助や生活指導等を行っています。	法務省

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

(1) 高齢者又は障害のある人等への支援等

ア 現状と課題

高齢者（65歳以上の人）が、出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約4割の人が出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っています。

また、受刑者の中には、出所してからの帰住先や就労先がないなど自立した生活が営めない人があります。福祉的支援が必要であるにもかかわらず、必要な支援やサービスへつながらない場合もあり、きめ細やかな支援を実施するための体制が不十分であることなどの課題があります。

国においては、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある人等が、矯正施設出所後に、社会福祉施設への入所や福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、矯正施設及び更生保護施設への社会福祉士等の配置を進め、矯正施設や保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センターその他の福祉関係機関が連携して必要な調整を行う取組（特別調整）を実施されています。

高齢者や障害のある人等、適切な支援がなければ自立した生活を送ることが困難な人に対しては、円滑な社会復帰や再犯の防止に向け、保健医療や福祉サービスの利用の促進等の支援に取り組むことが重要です。

イ 具体的な取組

(ア) 市の取組

施策項目	内 容	所 管
伴走型支援の実施	犯罪をした人等が抱える様々な問題を、適切に支援できるよう相談を受け、伴走型の支援を行います。 相談内容によっては、高齢、障害、子育て、生活保護、生活困窮、ひきこもり、国民健康保険等の個別分野の専門相談窓口あるいは重層的な課題を抱えた対象者には、各種相談窓口や他の部課と連携し、柔軟に対応し寄り添いながら支援を行います。	地域包括ケア推進課 社会福祉課 障害者福祉課 子ども政策室 保険年金課
庁内連携会議による総合支援	高齢、障害、子育て、生活困窮、再犯をした人等の状況や課題に応じ、分野を超えた横断的な支援を実現するため、庁内連携会議を開催し、各担当課による包括的な支援のあり方について総合調整を行います。	地域包括ケア推進課 社会福祉課 障害者福祉課 子ども政策室
成年後見制度利用支援事業の推進	成年後見支援センターにおいて、自ら判断することが困難となった人の相談受付や、成年後見制度利用の助成支援等を行います。	地域包括ケア推進課
障害のある人の相談支援体制の強化	障害のある人等からの相談に応じ必要な情報提供や福祉サービスの利用援助等を行い障害のある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を行います。 また、複雑化、複合化した課題を抱えるケース等に対して、地域における障害者相談支援の中核的な役割を担う福知山市障害者基幹相談支援センターによる相談支援を行います。	障害者福祉課

(イ) 国の取組

施策項目	内 容	所 管
矯正施設における福祉専門職の配置	犯罪をした人等について、福祉サービスのニーズを早期に把握し、円滑に福祉サービスを利用できるようにするため、社会福祉士又は精神保健福祉士等の資格を有する福祉専門官や非常勤の福祉スタッフ等の配置を進めています。	法務省
社会復帰支援指導プログラムの実施	刑事施設では、高齢者又は障害のある受刑者の円滑な社会復帰を図るため、基本的動作能力や体力の維持・向上のための健康運動指導や各種福祉制度に関する基礎的知識の習得を図るための社会復帰支援指導プログラムを実施しています。	法務省

特別調整の実施	受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある人等が、福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター及び地域の福祉等の関係機関等が連携・協働しつつ、矯正施設入所中から必要な調整を行い、出所後の支援につなげる特別調整の取組を実施しています。	法務省 厚生労働省
---------	--	--------------

(2) 薬物依存の問題を抱える人への支援等

ア 現状と課題

薬物事犯者は、犯罪をした人であると同時に、薬物依存症の患者である場合があることから、国においては、これまで、矯正施設や保護観察所における専門的プログラムの実施といった改善更生に向けた指導を充実させるとともに、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症からの回復に向けて、地域社会の保健医療機関等につなげるための支援を進められてきました。

また、薬物依存症は、薬物の使用を繰り返すことにより本人の意思とは関係なく誰でもなり得る病気であり、回復可能であることについての普及啓発、薬物依存の問題を抱える人が地域で相談や治療を受けられるようにするための相談拠点・専門医療機関の拡充、医療従事者等の育成等を進められてきました。

さらに、これまで支援が届きにくかった保護観察の付かない全部執行猶予判決を受けた人等を含む薬物依存の問題を抱える人に対し、麻薬取締部による専門的プログラムを実施されてきました。

その結果、覚醒剤取締法違反により受刑した人の2年以内再入率は、平成27年出所者が19.2%であったところ、令和2年出所者は15.5%まで減少するなど、薬物事犯者に対する再犯の防止等に関する施策は、一定の成果を上げてきました。

しかしながら、薬物依存の問題を抱える人等への相談支援や治療等に携わる人材・機関は、いまだ十分とは言い難い状況にあり、薬物事犯保護観察対象者のうち保健医療機関等で治療・支援を受けた人の割合は低調に推移しています。

大麻事犯の検挙人員が8年連続で増加し、その約7割を30歳未満の人が占めるなど、若年者を中心とした大麻の乱用が拡大しているなどの課題もあります。

これらの課題に対応するため、薬物依存の問題を抱える人等への相談支援や治療等に携わる関係機関が、“息の長い”支援を実施できるよう、連携体制をさらに強化していく必要があります。増加する大麻事犯者の再犯の防止等に向けた取組を迅速に進めていく必要があります。

また、薬物依存の問題を抱える人の回復過程においては、その他の精神疾患に陥る場合があることや、断薬に向けて治療等の継続と就労を並行して行うことが容易ではない場合があることを念頭に置いて、対応していく必要があります。

イ 具体的な取組

(ア) 市の取組

施策項目	内 容	所 管
自立支援医療費 (精神通院医療)の申請窓口 対応	指定医療機関での医療費の一部を軽減する自立支援医療費(精神通院医療)についての相談や手続きの受付を行います。	障害者福祉課
薬物乱用防止教育の推進	市内の小・中学校において、薬物乱用防止教室を実施し、児童生徒が薬物の有毒性や危険性を理解する機会を設け、薬物乱用防止教育を推進します。	学校教育課
薬物・危険ドラッグ乱用防止の広報・啓発	警察等が行う薬物等の乱用防止の広報・啓発活動に協力します。	市民課
民生委員・児童委員による相談・支援	住民の身近な相談相手として、また、住民と行政をつなぐパイプ役として、見守り活動等の中心的な役割を担う民生委員・児童委員の活動を推進します。	社会福祉課

(イ) 国・府の取組

施策項目	内 容	所 管
特別改善指導 (薬物依存離脱指導)の実施	刑事施設では、薬物依存がある受刑者に対して、薬物依存の認識及び薬物使用に至る自分の問題を理解させた上で、断薬への動機づけを図り、再使用に至らないための知識及びスキルを習得させ、出所後も継続的に治療及び援助を受けることの必要性を認識させるための指導を行っています。	法務省
薬物再乱用防止プログラムの実施	保護観察所では、覚醒剤等の使用を繰り返す傾向のある保護観察対象者に対して、薬物乱用防止のための教育課程と簡易薬物検出検査を併せた薬物再乱用防止プログラムを実施しています。	法務省
薬物処遇重点実施更生保護施設における専門的処遇の実施	一部の更生保護施設を薬物処遇重点実施更生保護施設に指定し、精神保健福祉士や臨床心理士等の専門的資格を持った専門スタッフを中心に、薬物依存からの回復に重点を置いた専門的な処遇を実施しています。	法務省
薬物・アルコール等依存症に関する相談窓口、自立支援医療費(精神通院医療)の認定	薬物・アルコール等の依存症、こころの健康や精神的病気等の精神保健福祉に関する相談支援を行っています。 京都府精神保健福祉総合センターでは、薬物・アルコール等依存症を対象とした家族教室、セミナーも開催しています。また、精神障害の通院治療や福祉サービス受給等のため自立支援医療(精神通院	京都府精神保健福祉総合センター 各保健所

	医療) や精神障害者保健福祉手帳の認定・交付も行っています。	
精神科専門医療に対応した相談窓口	多様な精神科ニーズ(児童思春期・薬物依存・若年性認知症・重症うつ病等)に対応するため、専門職員がこれらの精神科専門医療に関連した情報提供を行い、必要に応じて府内の専門の相談機関や医療機関を案内しています。	京都府こころのケアセンター

3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

ア 現状と課題

我が国の高等学校への進学率は、98.8%であり、ほとんどの人が高等学校に進学する状況にあります。その一方で、入所受刑者の33.8%は高等学校に進学しておらず、23.8%は高等学校を中退しています。

また、少年院入院者の24.4%は中学校卒業後に高等学校に進学しておらず、中学校卒業後に進学した人のうち56.9%は高等学校を中退している状況にあります。

社会において、就職して自立した生活を送る上では、高等学校卒業程度の学力が求められることが多い実情にあることに鑑み、国においては、これまで、高等学校の中退防止のための取組や、高等学校中退者等に対する学習相談や学習支援を実施されてきました。

さらに、矯正施設における高等学校卒業程度認定試験に向けた指導、少年院在院者に対する高等学校教育機会の提供や出院後の進路指導、保護観察所における保護司等民間ボランティアと連携した学習支援等を実施されてきました。

しかしながら、依然として、少年院出院時に復学・進学を希望している人のうち、約7割は復学・進学が決定しないまま少年院を出院しているなどの課題もあります。

これらの課題に対応するため、少年院出院後も一貫した修学支援を実施できるよう、矯正施設、保護観察所、学校等の関係機関の連携を強化していく必要があります。

また、非行が、修学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となつていくとの指摘があることも踏まえ、非行防止に向けた取組を強化していく必要があります。

イ 具体的な取組

(ア) 市の取組

施策項目	内 容	所 管
相談窓口対応	子ども・子育てに関する総合相談及び情報提供に努める中で、家庭の悩みや児童虐待等の問題を発見・把握し、京都府警少年サポートセンター北部センター、福知山署少年係、京都府福知山児童相談所（京都府北部家庭支援センター）、京都府非行少年等立ち直り支援チーム（ユース・アシスト）北部サテライトとの連携による支援を実施します。	子ども政策室 学校教育課
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置による児童生徒等に対する相談支援	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校に配置し、児童生徒や保護者の様々な悩みの相談に応じ、課題に応じた支援を推進します。	学校教育課
修学支援	市立学校では、京都府警少年サポートセンター北部センター、福知山署少年係、京都府等関係機関と連携し、非行等の課題がある児童生徒について、本人の状況に配慮した学習活動や立ち直りを支援します。 小中学校で非行防止教室を実施し、SNSによる有害情報に関わらないようにします。	学校教育課
学習支援事業の実施	生まれ育った環境に左右されることなく、次代を担う子ども達が進学や就職等、将来に夢や希望をもって成長していけるよう、生活習慣の確立と学習習慣の定着を図ることを支援します。	学校教育課
街頭補導活動等の実施	少年補導委員による少年非行の未然防止を目的とした地域における街頭補導、啓発、環境浄化等の活動を実施します。	生涯学習課
薬物乱用防止教育の推進（再掲）	市内の小・中学校において、薬物乱用防止教室を実施し、児童生徒が薬物の有毒性や危険性を理解する機会を設け、薬物乱用防止教育を推進します。	学校教育課
青少年を非行から守り健全に育てる運動の実施	毎年7月に「青少年の非行・被害防止全国強化月間」と「社会を明るくする運動」の二つの運動に呼応し、青少年の非行・被害防止に対する市民の理解を深めるため、「青少年を非行から守り健全に育てる運動」を実施し、広報啓発活動に取り組みます。	生涯学習課

(イ) 国・府の取組

施策項目	内 容	所 管
少年鑑別所における地域援助の実施	<p>少年鑑別所では、法務少年支援センターの名称で、非行・犯罪問題の専門機関として、本人やその家族、機関等からの相談に応じたり、研修や講演等を実施したりしています。非行防止に関する取組としては、問題行動への対応を中心とした支援を行っており、発達上の課題を有する児童生徒の学校適応に関する相談等を受けています。</p> <p>また、必要に応じて、各種心理検査のほか、暴力や窃盗、性的問題行動等に係るワークブック等を用いた心理的支援等も行っています。</p>	法務省
児童虐待や非行等家庭問題の相談窓口	<p>児童虐待や非行・DV・障害・ひきこもり等「家庭を取り巻く、複雑・多様化する様々な相談」に専門スタッフがワンストップで対応しています。</p> <p>センター内には「非行少年等立ち直り支援チーム（ユース・アシスト）」を設置し、非行等の問題を抱える少年の立ち直りを支援しています。</p> <p>京都府福知山児童相談所（京都府北部家庭支援センター）が対応した相談に関して、必要に応じて、非行少年等立ち直り支援チーム（ユース・アシスト）北部サテライト（京都府福知山総合庁舎内）と連携し、少年やその家族に寄り添い、支援を行います。</p>	京都府家庭支援総合センター
高等学校卒業程度認定試験の実施	<p>矯正施設入所者の改善更生と円滑な社会復帰を促す手段の一つとして、刑事施設及び少年院内の高等学校卒業程度認定試験を実施しています。</p>	法務省 文部科学省
修学支援の実施	<p>少年院では、出院後に中学校への復学が見込まれる人や、高等学校等への復学・進学を希望している人を修学支援対象者として選定し、重点的に修学に向けた支援を行っています。</p> <p>また、少年院内で実施した修学支援に関する情報を保護観察所等と共有し、出院後も本人の状況等に応じた学びが継続できるよう支援しています。</p>	法務省
BBS会や保護司等と連携した学習支援の実施	<p>保護観察所では、保護観察対象者に対し、BBS会や保護司会等の民間協力者と連携し、学習支援や進路に関する助言等を行っています。</p>	法務省

4 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

ア 現状と課題

出所受刑者等の2年以内再入率の推移を罪名別（覚醒剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗）、属性別（高齢、女性、少年）に見ると、それぞれに傾向があり、また、各個人に着目しても、犯罪や非行の内容はもちろんのこと、心身の状況、家庭環境、交友関係等、犯罪の背景にある事情は様々です。

再犯の防止等のためには、罪種ごとに認められる特徴や各個人の特性を的確に把握し、それらに応じた効果的な指導等を行うことが重要です。

「刑法等の一部を改正する法律」が成立し、今後、受刑者に対し、改善更生のために必要な作業と指導を柔軟に組み合わせた処遇が可能となることなどを受け、犯罪被害者等の視点も取り入れながら、個々の対象者の特性に応じた指導等を一層充実させていく必要があります。

イ 具体的な取組

(ア) 市の取組

施策項目	内 容	所 管
相談窓口対応 (再掲)	子ども・子育てに関する総合相談及び情報提供に努める中で、家庭の悩みや児童虐待等の問題を発見・把握し、京都府警少年サポートセンター北部センター、福知山署少年係、京都府福知山児童相談所（京都府北部家庭支援センター）、京都府非行少年等立ち直り支援チーム（ユース・アシスト）北部サテライトとの連携による支援を実施します。	子ども政策室 学校教育課
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置による児童生徒等に対する相談支援（再掲）	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校に配置し、児童生徒や保護者の様々な悩みの相談に応じ、課題に応じた支援を推進します。	学校教育課
修学支援（再掲）	市立学校では、京都府警少年サポートセンター北部センター、福知山署少年係、京都府等関係機関と連携し、非行等の課題がある児童生徒について、本人の状況に配慮した学習活動や立ち直りを支援します。 小中学校で非行防止教室を実施し、SNSによる有害情報に関わらないようにします。	学校教育課

学習支援事業の実施（再掲）	生まれ育った環境に左右されることなく、次代を担う子ども達が進学や就職等、将来に夢や希望をもって成長していけるよう、生活習慣の確立と学習習慣の定着を図ることを目的に実施します。	学校教育課
女性の抱える困難に応じた支援	女性問題専門カウンセラーによる電話相談や面談相談、女性の弁護士による法律相談を実施するなど、女性の様々な悩みや問題の解決に向けた支援を行います。 また、事案によっては適切な支援を行うため、関係機関等との連絡調整を行います。	人権推進室
障害のある人等に対する支援	障害のある人や家族からの相談に応じ、相談者の抱える多様な課題を把握し、適切な支援につなげるほか、関係機関との連絡調整、権利擁護のための援助を実施します。	障害者福祉課

（イ）国の取組

施策項目	内 容	所 管
地域拠点機能の強化	更生保護施設に対し更生保護施設退所者等への生活相談支援や薬物依存回復訓練の実施を委託する「フォローアップ事業」により、刑務所出所等が地域社会に定着できるよう継続的な支援を行っています。	法務省

5 民間協力者の活動の促進及び犯罪をした人等の居場所づくりのための取組

ア 現状と課題

犯罪をした人等の社会復帰支援は、数多くの民間協力者の活動に支えられています。再犯の防止等に関する民間協力者の活動は、刑事司法手続が進行中の段階から終了した後の段階まで、あらゆる段階をカバーする裾野の広いものです。こうした民間協力者の活動は、SDGsに掲げられたマルチステークホルダー・パートナーシップを体現し、「持続可能な社会」・「インクルーシブな社会」の実現に欠かせない尊いものでもあり、社会において、高く評価されるべきものです。

民間協力者のうち、保護司は、犯罪をした人等が孤立することなく、社会の一員として安定した生活が送れるよう、保護観察官と協働して保護観察を行うなどの活動を行っており、地域社会の安全・安心にとっても、欠くことのできない存在です。

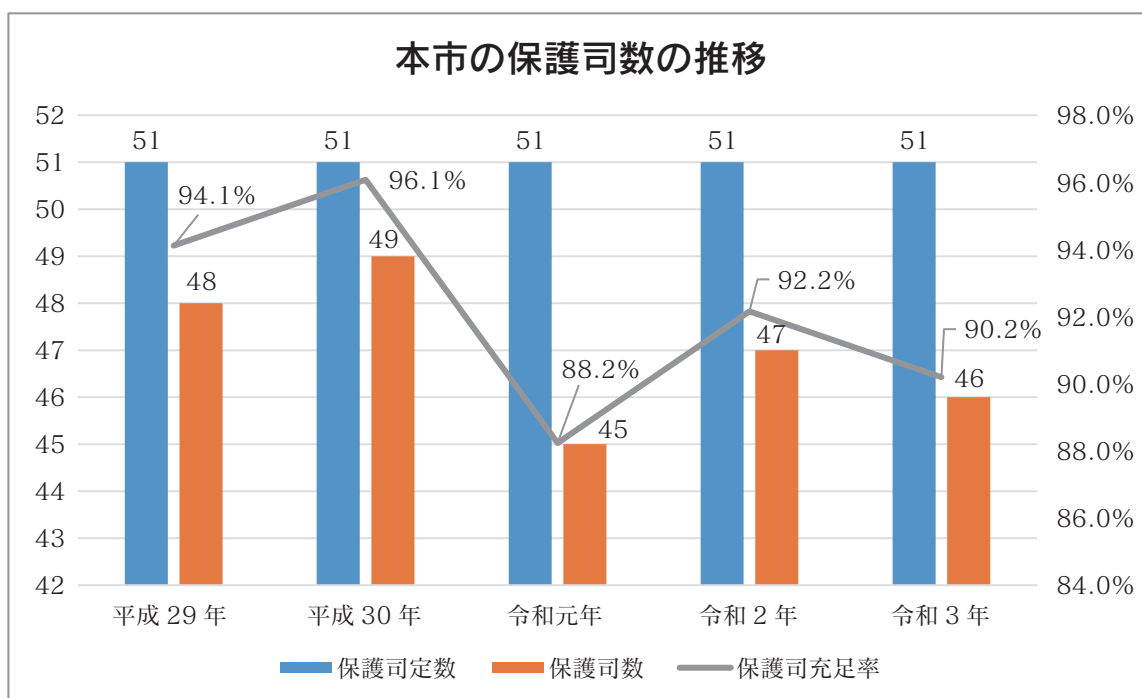
民間協力者が果たす役割の重要性に鑑み、民間協力者の活動を一層促進していくことはもとより、より多くの民間協力者に再犯の防止等に向けた取組に参

画してもらえよう、新たな民間協力者の開拓も含め、積極的な働き掛けを行っていく必要があります。

また、民間協力者が、“息の長い”支援を行う上で極めて重要な社会資源であることを踏まえ、民間協力者との連携を一層強化していく必要があります。

犯罪をした人等が地域の中で孤立してしまうと、不安や疎外感等から再び罪を犯すリスクが高まることが考えられます。そのため、地域の中で居場所をつくり、地域社会の一員としての自覚や自己有用感を育める環境を提供することが重要です。

しかしながら、保護司については、全国的に担い手の確保が年々困難となり、高齢化も進んでいます。その背景として、地域社会における人間関係の希薄化といった社会環境の変化に加え、保護司活動に伴う不安や負担が大きいことが指摘されています。



	平成29年	平成30年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
保護司定数	51人	51人	51人	51人	51人
保護司数	48人	49人	45人	47人	46人
保護司充足率	94.1%	96.1%	88.2%	92.2%	90.2%

(京都保護観察所提供資料 各年 3 月 1 日現在)

イ 具体的な取組

(ア) 市の取組

施策項目	内 容	所 管
民間協力者の活動への支援	市のホームページや広報紙において、民間協力者（保護司、更生保護女性会等）の活動の周知等を行うことにより、民間協力者の活動を支援します。	市民課
居場所づくりへとつながる住民交流活動の促進	住民が孤立することなく地域の中で居場所をつくれるよう、住民が主体となった地域の交流活動等に対する支援を行います。	まちづくり推進課
高齢者の居場所づくり支援	地域で活動する老人クラブに対し支援を行います。	高齢者福祉課

(イ) 国の取組

施策項目	内 容	所 管
民間協力者の活動に関する広報の充実	「社会を明るくする運動」の広報・啓発行事、SNSを通じた更生保護ボランティア活動の紹介や啓発資材の作成・配付によって、更生保護ボランティアの活動に関する広報の充実を図っています。	法務省

6 地域による包摂の推進及び再犯防止に向けた基盤の整備のための取組

ア 現状と課題


犯罪をした人等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るためには、刑事司法手続段階における社会復帰支援のみならず、刑事司法手続終了後も、国、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援することで、犯罪をした人等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備することが重要となります。

犯罪をした人等の社会復帰のためには、犯罪をした人等の自らの努力を促すだけではなく、地域社会において孤立することのないよう住民の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることを支援することが重要です。

再犯の防止等に関する施策は、住民にとって必ずしも身近な施策ではありませんが、住民がそれぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」や各種防犯活動の周知・啓発を図るなど、再犯の防止等に関する広報・啓発活動により、関心と理解を深める必要があります。

イ 具体的な取組

(ア) 市の取組

施策項目	内 容	所 管
広報・啓発活動 推進の支援	毎年7月の「再犯防止啓発月間」において、福知山 地区保護司会を中心に更生保護団体や地域関係団 体が行われる様々な活動の周知・啓発等を支 援します。	市民課
広報紙等を通じ た理解促進	市の広報紙やホームページにおいて、保護司、更生 保護女性会、協力雇用主等の更生保護ボランティ アの活動を紹介し、市民の理解促進を図ります。	市民課
再犯防止に関す る人権啓発	犯罪をした人等の社会復帰や地域社会での受け入 れについて理解を深めるため、市民等に対する啓 発活動を実施します。	人権推進室 市民課 中央公民館
研修会の実施	更生保護に係る基本知識習得のための研修等の実 施を、民生委員・児童委員等、地域における見守り 支援関係者に対し実施します。	市民課 社会福祉課
民生委員・児童 委員による相 談・支援（再掲）	住民の身近な相談相手として、また住民と行政を つなぐパイプ役として、見守り活動等の中心的な 役割を担う民生委員・児童委員の活動を推進しま す。	社会福祉課
オレンジのまち づくり推進事業 の実施	認知症サポーター、あいサポーター（障害の理解促 進や支援）、子ども虐待防止のシンボルカラーであ るオレンジを事業の名称としています。市民や企 業等が行政と一緒に、この3つの事業を展開する ことにより「福祉のまちづくり」を進め共生社会の 実現をめざしています。  オレンジリング あいサポートバッジ オレンジリボン [認知症サポーター] [障害者サポーター] [子ども虐待防止運動]	社会福祉課

(イ) 国の取組

施策項目	内 容	所 管
「社会を明るくする運動」等による広報啓発活動の実施	「社会を明るくする運動」は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための運動であり、特に7月は本運動の強調月間であることに加え、再犯防止啓発月間でもあることから、「再犯防止シンポジウム」を実施したり、内閣総理大臣メッセージやポスター等を活用し、地方公共団体や関係機関等と連携して、積極的な広報・啓発活動を実施しています。	法務省

第5章 相談・支援の体制

1 相談対応

再犯防止に係る施策は、その人の生活を支えるため、就労や住居、保健医療、福祉などの多くの分野にわたっています。犯罪をした人等が抱える様々な問題を、適切に支援できるよう相談を受け、伴走型で支援を行うとともに、多岐にわたる相談内容については、基幹型センター「福祉あんしん総合センター」が総合調整役を担い、市内の各部署において情報共有し、所管を越えた横断的な支援を行います。

2 相談体制

相談窓口	基幹型センター「福祉あんしん総合センター」(地域包括ケア推進課) 地域包括支援センター「よりそい窓口」(地域包括ケア推進課) 生活としごとの相談窓口(社会福祉課) 障害者福祉課・障害者基幹相談支援センター 子育て総合相談窓口(子ども政策室) 男女共同参画センター(人権推進室) 市民相談室(市民課)
相談時間	随時(平日の開庁時間)
対応・支援	どこに相談をしてよいか悩まれた場合は、基幹型センター「福祉あんしん総合センター」が必要な支援につながるよう調整します。

第6章 計画の推進体制と点検・評価

本計画を推進するために、市内連絡会議や関係機関において情報の共有や相互のサポートを行うとともに、福知山市再犯防止推進計画策定懇話会を母体とした点検・評価の体制を構築します。

また、必要に応じて見直しを行い、計画の着実な推進を図ります。

第 7 章 資料編

1 福知山市再犯防止推進計画策定懇話会に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 再犯の防止等の推進に関する法律(平成 28 年法律第 104 号)第 8 条第 1 項の規定に基づく福知山市再犯防止推進計画(以下「推進計画」という。)の策定に向けた議論を行うため、福知山市再犯防止推進計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)を開催する。

(所掌事項)

第 2 条 懇話会は、推進計画の策定に関する事項を検討する。

(構成等)

第 3 条 懇話会は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する委員 10 人程度をもって構成する。

- (1) 専門的な知識と経験を有する者
- (2) 行政機関、福祉機関など再犯防止に関して見識を有する者
- (3) 各種団体を代表する者又は各種団体の業務について経験が豊富で精通している者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(会長及び副会長)

第 4 条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 構成員の任期は、市長から懇話会の出席の依頼を受けた日を始期とし、その日の属する年度の末日を終期とする。ただし、構成員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 懇話会は、会長が招集し、議長となる。ただし、この要綱の施行後最初に招集される懇話会は、同条の規定にかかわらず、市長が招集する。

2 懇話会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員が事故その他やむを得ない理由により懇話会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

4 懇話会は、会長が認める場合は、書面開催とすることができる。

5 必要があると認めるときは、懇話会委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見の聴取又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 懇話会の庶務は、市民総務部市民課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催及び運営に関し必要な事項は、懇話会の協議により定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 17 日から施行する。

2 福知山市再犯防止推進計画策定懇話会委員名簿

[任期：令和5年7月20日～令和6年3月31日]

(氏名の前の◎は会長、○は副会長)

氏名	所属等
◎塩見 行雄	福知山地区保護司会 会長
○金井 純子	一般社団法人京都社会福祉士会 司法と福祉委員会委員 権利擁護・成年後見事業部ぱあとなあ京都北部アドバイザー
谷垣 恵子	福知山地区更生保護女性会 会長
蒲 たま美	福知山市民生児童委員連盟 理事
大西 健二	社会福祉法人福知山市社会福祉協議会 福祉部長
水時 朋子	法務省矯正局 大阪矯正管区 更生支援企画課 課長
中村 武史	法務省保護局 京都保護観察所 処遇部門（振興） 統括保護観察官
堀 千佳子	厚生労働省京都労働局 福知山公共職業安定所 専門相談部門 統括職業指導官
横川 達也 (～R5.10.29) ----- 山本 大介 (R5.10.30～)	京都府福知山警察署 生活安全課 課長
船越 理志	京都府中丹広域振興局 地域連携・振興部 総務防災課 課長
森山 真	福知山市立学校校長会 南陵中学校 校長

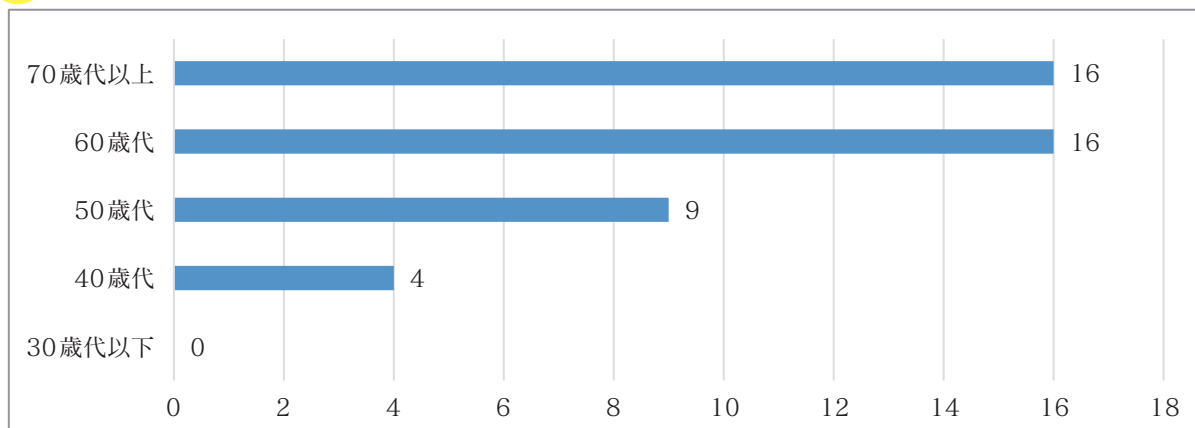
(敬称略)

3 再犯防止推進計画策定懇話会の開催経過

	開催年月日	主な内容
第1回	令和5年7月20日	<ul style="list-style-type: none">・再犯の実態と支援の必要性等について・計画の素案について・意見交換
第2回	令和5年10月4日	<ul style="list-style-type: none">・保護司対象アンケートの結果について・計画（案）について・意見交換
第3回	令和6年1月23日	<ul style="list-style-type: none">・パブリック・コメントの募集結果について・計画の最終（案）について・意見交換

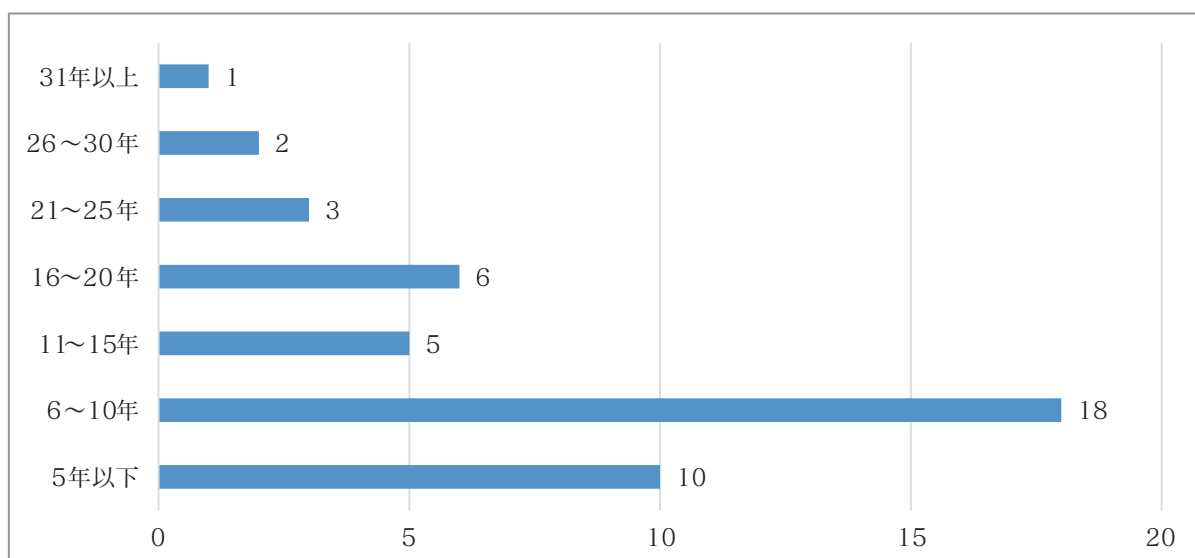
4 再犯防止の推進に関する保護司アンケート集計結果

問1 あなたの年齢をお答えください。(1つ選択)



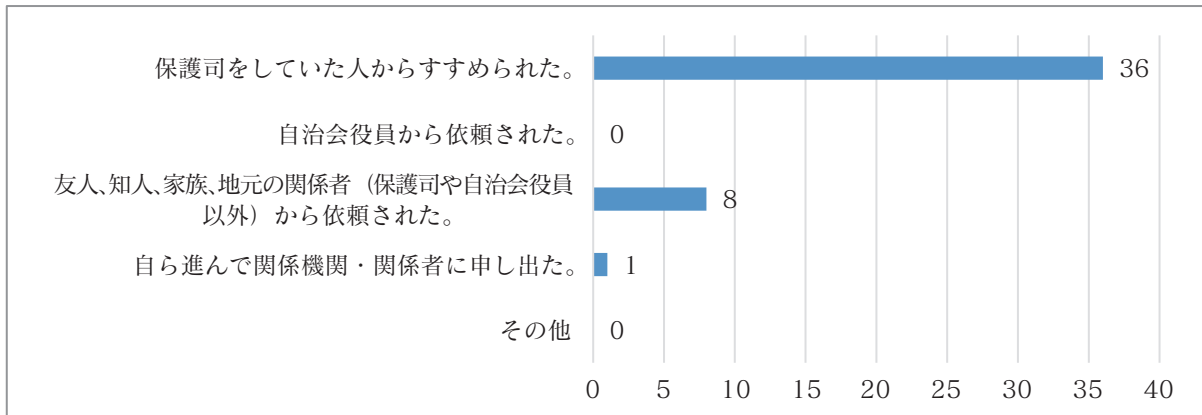
アンケート回答者（保護司）の年齢は、「60歳代」と「70歳代」で45人中32人（71.1%）を占めており、比較的高齢の方が多くなっています。

問2 保護司としての活動年数を教えてください。(1つ選択)



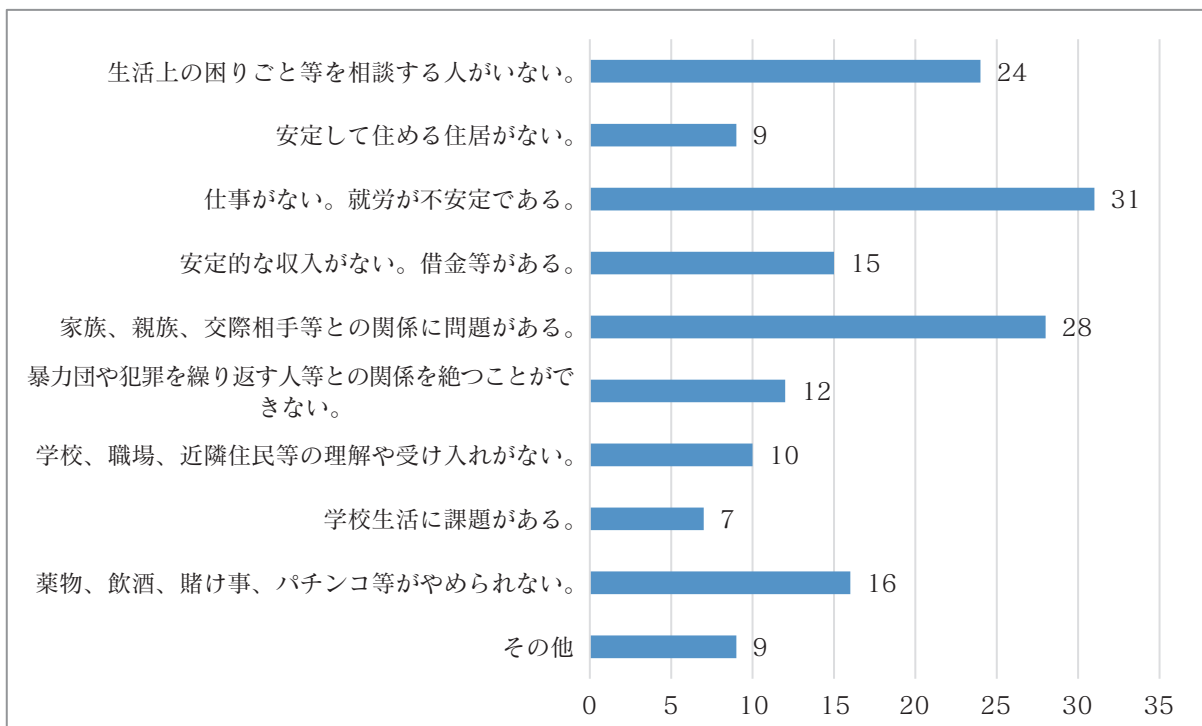
保護司としての活動年数は、「6～10年」が18人（40.0%）、「5年以下」が10人（22.2%）となっており、10年未満の方が多くなっています。

問3 保護司となられたきっかけは何ですか。(1つ選択)



保護司になったきっかけは、「保護司をしていた人からすすめられた」と回答された方が36人（80.0%）と最も多くなっています。

問4 犯罪や非行をした人が抱えている悩みは何ですか。(複数回答可)



【記述】

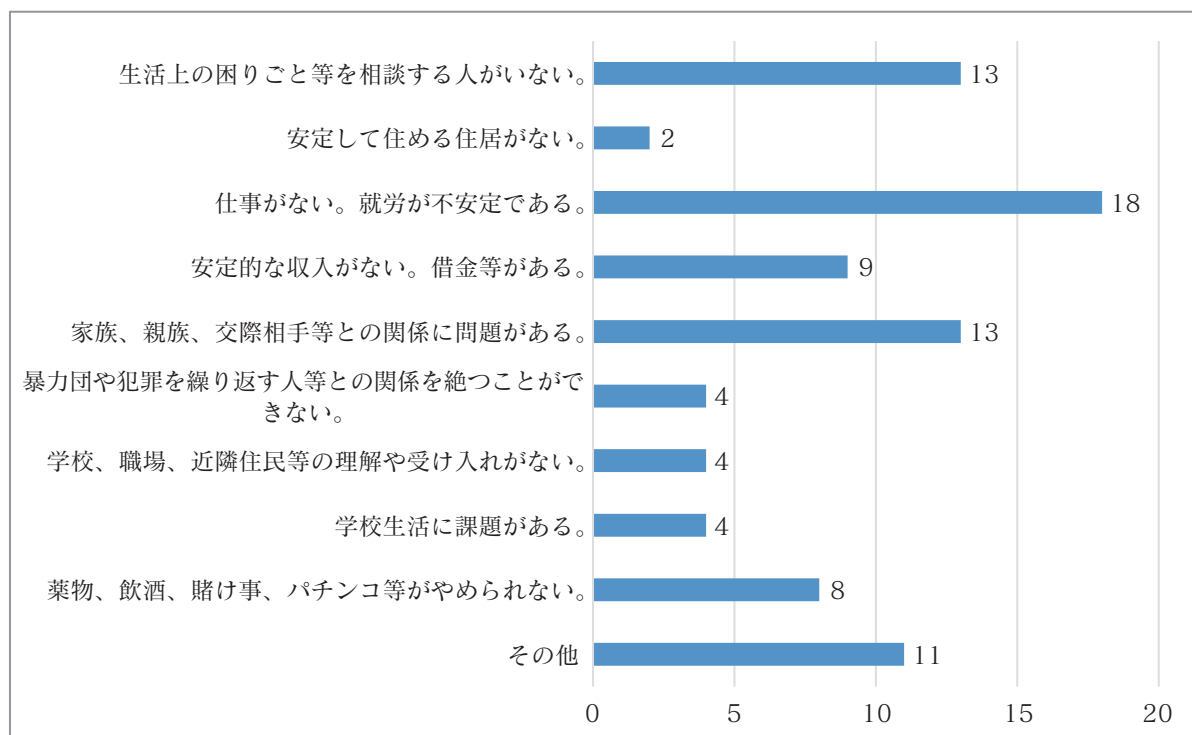
〔その他〕

- ◆悩みを解決しようとする意志が弱いため、楽な方へ流されやすい。生活習慣が身についていないためと金銭管理ができない。
- ◆あまり悩んでいるとは思えない時がある。だから再犯防止は難しい。
- ◆自分をありのまま受け入れてくれる人がいない。対象者は人と関わるのが不得意な性格の人が多いと思う。

- ◆学生の頃、勉強ができない人が多く、コンプレックスを抱え、仕事が長続きできない。
- ◆相談については、相談して人生を良く生きようという意欲（勇気）の問題。
- ◆罪を償っても社会や被害者は許してくれない。いつまでも、うわさや陰口が続き、居場所がない。
- ◆本人自身の性格的なもの
- ◆人との信頼関係が作りにくい。その人を大切に思う人がいない。
- ◆担当する対象者がいまだにありませんから、相手の気持ちを推しはかって答えることはできません。

犯罪や非行をした人が抱えている悩みは、複数回答 161 件のうち、「仕事がない。就労が不安定である」が 31 件（19.3%）と最も多く、次いで、「家族、親族、交際相手等との関係に問題がある」28 件（17.4%）、「生活上の困りごと等を相談する人がいない」が 24 件（14.9%）となっています。

問 5 犯罪や非行をした人が再犯に至ってしまう一番の理由は何だと思われますか。
(1つ選択)



(複数回答者あり)

【記述】

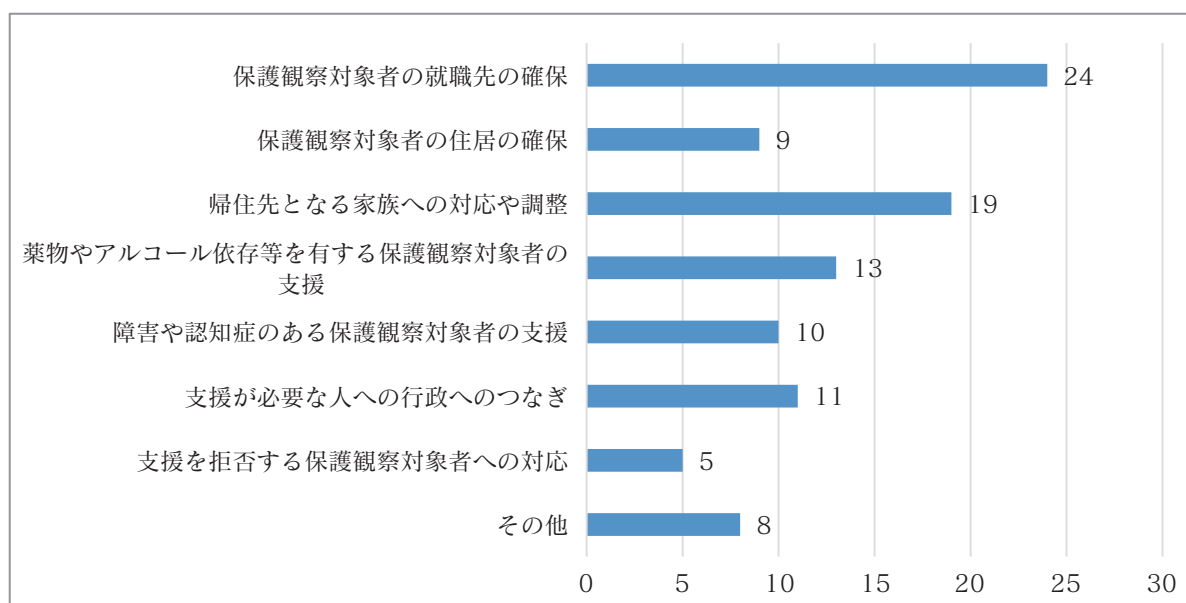
[その他]

- ◆仕事に就いても長続きしない傾向がある。家庭間で背中を押してくれる人がいない。
- ◆生活が成り立たないため。
- ◆生き立ち。

- ◆家族や友人、知人など、心の支えになる人が少ない。
- ◆自分の過去も含め、理解してくれる周囲の人が少ない。もしくは、実情や本心を相談できる人がいない。
- ◆家族や友人に恵まれない人が多く、親身になって相談に乗ってくれる人が身近にいない。悪い方に誘われるとすぐについていく。
- ◆就労の面では、仕事のできる身体、精神の安定性が乏しいことが大きい。
- ◆不登校の仲間と深夜徘徊を繰り返し、不規則な生活が続く。
- ◆人それぞれ。
- ◆単一回答は不可能。その人が犯した罪の背景による。故に広く大きな対応の余地を必要とする。
- ◆大切にされた経験がない。寂しい。

再犯に至ってしまう理由は、複数回答 86 件のうち、「仕事がない。就労が不安定である」が 18 件 (20.9%) と最も多く、次いで、「生活上の困りごと等を相談する人がいない」「家族、親族、交際相手等との関係に問題がある」が同数の 13 件 (15.1%) ずつとなっています。

問 6 保護司活動の中で、困難を感じることは何ですか。(複数回答可)



【記述】

[その他]

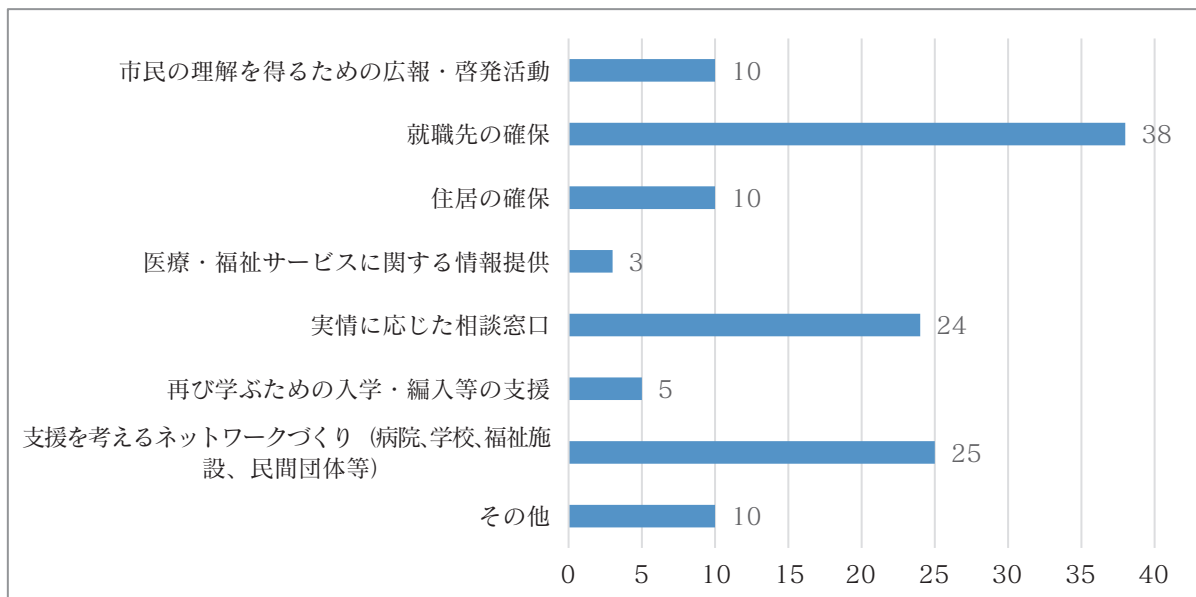
- ◆保護司との信頼関係の構築に時間がかかる。特に女性が難しい。
- ◆保護司には何ら権限がないこと。
- ◆全てのことに對し、対象者が更生しようという意欲に欠けているため、一方通行になることがある。
- ◆安定した生活を送るための就学、就労には周囲の正しい理解が必要だが、それが一

番難しい。

- ◆保護観察の期限があること。その先の人生がとてつもなく長く困難であるが、支援の力と本人のノウハウ不足。
- ◆信頼関係をつくること。キーパーソンとなる人が身近にいないこと。
- ◆具体例がないので、答えられない。
- ◆まだ経験が浅く、困難を感じたことがない。(担当した対象者は、これまで1名のみ)

保護司活動の中で困難を感じることは何かの設問では、複数回答 99 件のうち、「保護観察対象者の就職先の確保」が 24 件 (24.2%) と最も多く、次いで、「帰住先となる家族への対応や調整」19 件 (19.2%) が困難であると感じておられる方が多くなっています。

問 7 犯罪や非行をした人が再犯に至らないためにどのような支援が必要だと思いますか。(3 つまで選択)



【記述】

〔その他〕

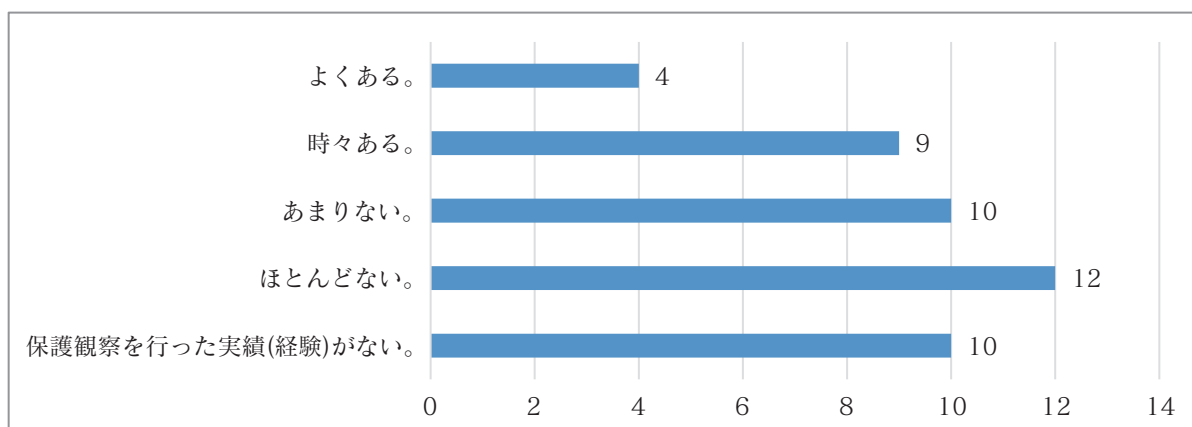
- ◆まともな大人と触れ合わせる事。一定の学力を身につけさせること。中卒、高校中退者が多い。
- ◆本人の自覚が第一。生活ができるような保障。
- ◆居場所をつくってあげる事。
- ◆理解をしてくれる人、支えてくれる人。
- ◆自信を持って生活できる環境のためには、仕事、住居の安定は必須。
- ◆親身になって相談に乗ってくれたり、優しい言葉がけが必要。
- ◆実情に応じた相談は、実情をどう捉えるか、どう応じていくかが問題。ネットワー

クという「ザル」で全てをすくい取る発想は難しい。一人一人をそのネットワークのザルに放り込んで、ネットワークが一人ずつ対応する。

- ◆市民が理解することは大切ですが、実現性がない。職場の理解、家庭環境が最も大切。
- ◆どの支援も必要。本人の話をよく聴き、本人に必要な支援が受けられること。

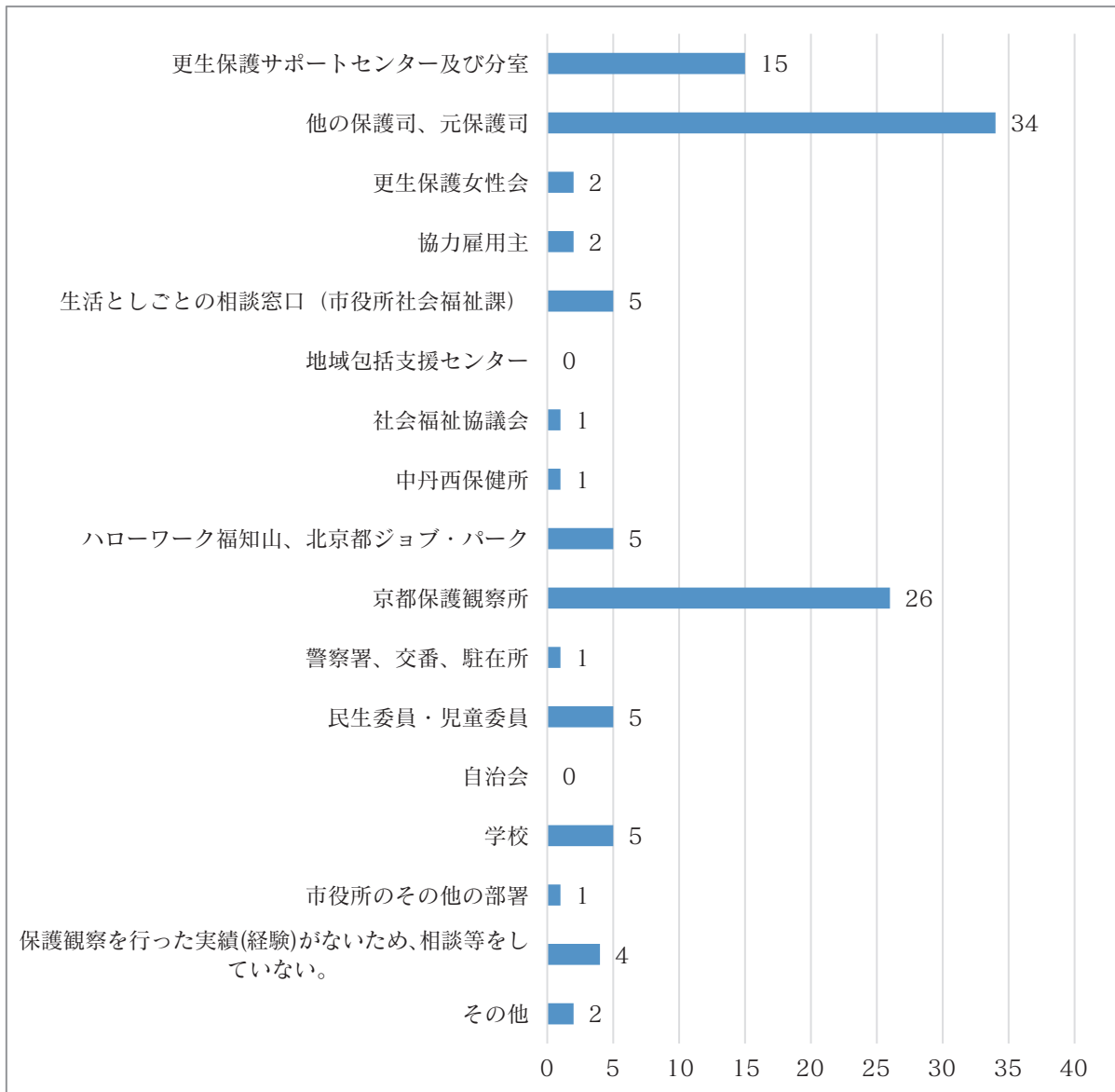
再犯防止のための支援は、複数回答 125 件のうち、「就職先の確保」が 38 件 (30.4%) と最も多く、次いで、「支援を考えるネットワークづくり」 25 件 (20.0%)、「実情に応じた相談窓口」が 24 件 (19.2%) となっています。

問 8 これまでに担当された保護観察対象者に、複数の課題（生活困窮、障害、要介護、引きこもり、虐待等）が重なり、支援が非常に難しかった事例はありましたか。（1つ選択）



重複した課題を抱える保護観察対象者に対しての支援の困難事例については、半数近い方が「ほとんどない」「あまりない」 22 人 (48.9%) と回答されていますが、一方で 13 人 (28.9%) は「よくある」「時々ある」と回答されています。また、保護観察を行った実績（経験）がない方が 10 人 (22.2%) おられますが、数年に 1 度しか事件が出ない地域があることが大きく影響しているものと思われます。

問9 普段の活動の中で、相談したり協力を求めたりしておられるところはありますか。(複数回答可)



【記述】

[市役所のその他の部署]

◆子ども政策室

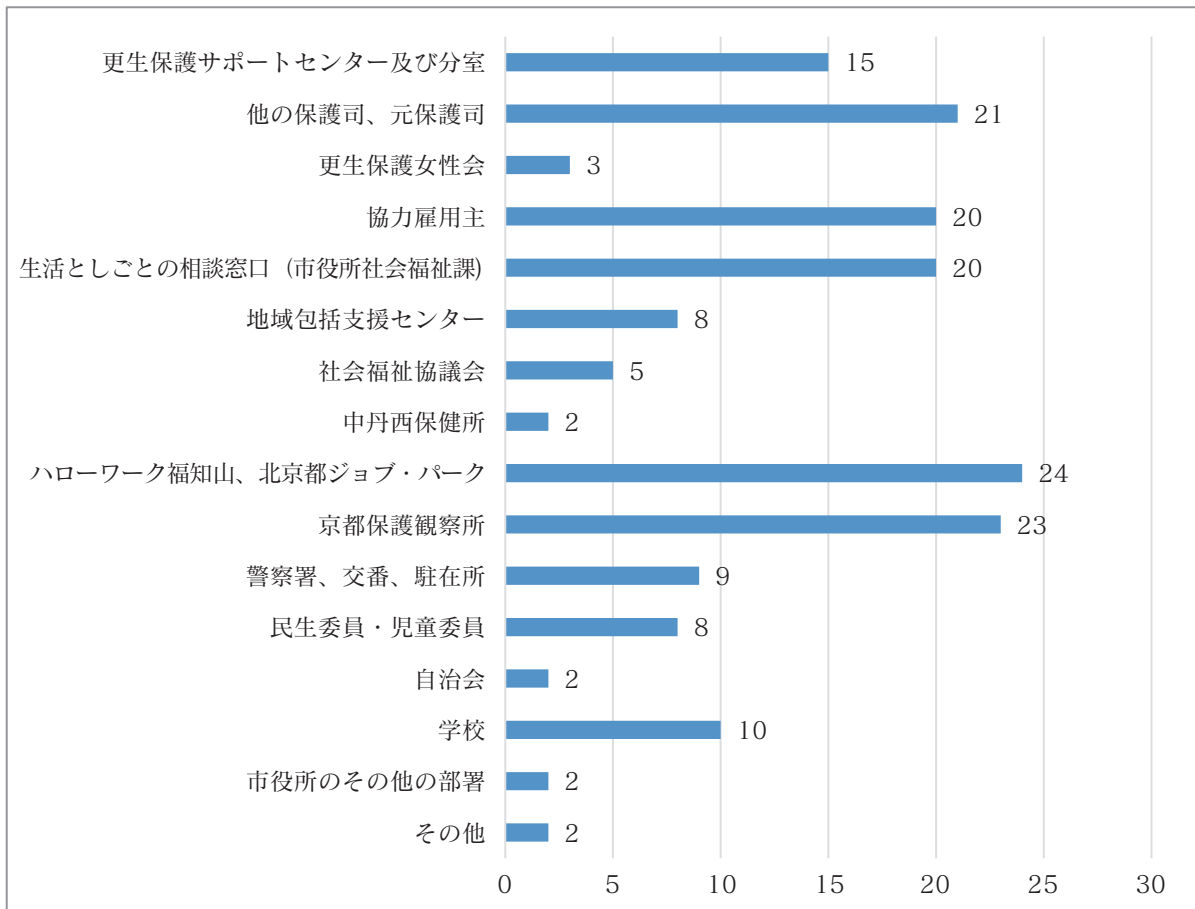
[その他]

◆保護司が動けば、当然本人の立場が判ることになるため、色々な窓口で相談することには躊躇する。

◆民生委員・児童委員など、それぞれの職務の持っているプライバシーが妨げている。

保護司活動で相談や協力を求めている機関は、複数回答 109 件のうち、「他の保護司、元保護司」と回答されている方が 34 件 (31.2%) と最も多く、次いで、「京都保護観察所」 26 件 (23.9%) となっています。

問 10 今後の活動の中で、相談や協力を求めたり、連携が必要であると思われるところはありますか。(複数回答可)



【記述】

[市役所のその他の部署]

◆生涯学習課

[その他]

◆病院 (精神科)

◆各機関のできることがわからないが、本人に必要なところと連携したい。

今後の活動で相談や協力、連携が必要と感じておられる機関は、複数回答 174 件のうち、「ハローワーク福知山・北京都ジョブ・パーク」と回答されている方が 24 件 (13.8%) と最も多く、次いで、「京都保護観察所」23 件 (13.2%)、「他の保護司、元保護司」21 件 (12.1%)、「協力雇用主」と「生活としごとの相談窓口 (市役所社会福祉課)」が同数の 20 件 (11.5%) ずつとなっています。

問 11 再犯防止に関してご意見がありましたら、記述をお願いします。

- ◆犯罪や非行に走ると、立ち直りに時間を要する。未然に防止することが何をおいても重要だと思う。保護者も若い頃は同じようなことをしていたため、問題意識が薄い。親・子へと連鎖していく傾向がある。どのような子育てをしていたかは一生を左右するもので、家庭の大切さを痛感する事案が多い。家庭を離れて生活し、一定の生活習慣を身につけさせる施設のようなものがあると立ち直りが進むと思う。
- ◆何にしてもネットワークが必要であると思います。個人情報のこともありますが、支援することが保護司に負担になることもあります。対象者の心のケアや弱い意思など、いつでも聞くことができる立場を大切にしたいと思います。
- ◆現在、モラルが大きく変化している。ゲームの世界では、殺人や虚偽、死んでも再生する好みの人物が作れる等、当然のことのようである。その中で、現実の人間関係が希薄になり、そこでのモラルは壊滅状態である。ある人が言っておられた「何から手をつけていいかわからない。」これが現実だと思う。
- ◆「犯罪を犯した人は怖い人」というイメージ、思い込みを払拭するにはどうすればよいか。
- ◆若い子の中には、小・中・高校時代に信頼できる教師との出会いがあった人もいる。道に迷っている子は、信頼できる教師と再会し、話を聞いてもらったり、アドバイスを受けたりすることで落ち着く子もいる。
- ◆特に薬物については、警察、保健所、観察所のデータが集約できない(できにくい)。府下では発表されますが、福知山市での今年の拘留者、事故例、観察中、環境調整中などがデータとして各々出せないのが、現状がつかめないところがあります。
- ◆保護観察者に対して、保護司会の中でも誰がどのようなケースを担当しているのかわからず、担当しているケースについては保護観察所と連携するしかない。
- ◆医療福祉関係機関、行政との連携、発達障害児童の援助指導
- ◆市民総がかりで、再犯防止への意識高揚、犯罪者支援への正しい認識が必要。
- ◆再犯防止には、住む場所と安定した収入(仕事)があることが一番重要だと思う。仕事にやりがいがあったり、周りの人に認めてもらうなどがあると充実した生活ができるのではないかと思う。
- ◆対象者の就職先の確保や生活保護申請、受給手続きの簡素化等が必要。
- ◆再犯防止に関しての意見ではありません。アンケートの対しての意見です。私自身は保護観察の実績がなく、家族への環境調整の経験のみなので、このアンケートは今まで受けた数々の研修を通して、こうではないかなあという考えでしか答えることができない箇所が多く、回答しづらかったです。また、問4～問7までは、犯罪

者によってそれぞれ異なるものなので、それぞれが当てはまり、絞り切ることが難しいと感じて迷いました。大変失礼なことを述べますが、感想まで。

- ◆包括的に対象者を受け入れる社会環境、組織等の醸成が必要。関わりのある人が常に対象者を気にかけている、傍にしているという姿を見せることが大切。
- ◆再犯を防止し、社会全体で立ち直りを支援するためには、市民の理解を得るための啓発活動が必要だと感じる。犯罪や非行をした人と犯罪被害者と家族の双方の立場を理解し、社会全体で明るく住みよい生活環境をつくっていかうとする雰囲気や小さなところから具体的実績を積み重ねていく努力が必要だと思う。
- ◆初めてのアンケート調査で、市役所、行政との門戸開放されたようでありがたいと思っています。「心の教育」あいさつ運動に参加し、民生委員様とも親しくなりましたが、生活保護の立場と、対象者本人への秘密の保持の信頼関係もあり、なかなか難しいものです。今後とも宜しくお願いします。
- ◆人との関係性をつくる教育が必要だと考える。子ども時代からその力を育める教育をすること。信頼関係があるキーパーソンとなる人が1人でも側にいると違うと思う。発達障害の方には、詳しい適性検査を受けてもらい、具体的に本人の強み弱みを把握して、強みを活かす職につき、弱みを補える支援をする。
- ◆特効薬は無いと思いますが、社会全体の理解が一番必要かと思っています。
- ◆必要な要件として、生活基盤(就労、家庭環境、友人関係)の全てが整っている事だと思います。一つでも欠けていると再犯率が高くなります。

5 再犯の防止等の推進に関する法律

(平成二十八年十二月十四日)

(法律第百四号)

第百九十二回臨時国会

第三次安倍内閣

改正 令和四年五月二五日法律第五二号

再犯の防止等の推進に関する法律をここに公布する。

再犯の防止等の推進に関する法律

目次

第一章 総則 (第一条—第十条)

第二章 基本的施策

第一節 国の施策 (第十一条—第二十三条)

第二節 地方公共団体の施策 (第二十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

(基本理念)

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策

と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
- 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
- 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推

進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

6 用語説明

(五十音順)

き	凶悪犯	刑法犯のうち、殺人、強盗、放火、強制性交等の罪。
	矯正施設	犯罪をした人等を収容し、改善更生のための処遇等を行う施設。法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称。
	帰住先	矯正施設を出所した後に住む場所のこと。
	協力雇用主	犯罪・非行歴のために仕事に就くことが難しい人たちを、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。
け	刑事施設	刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称。
	刑法犯	窃盗、傷害、詐欺など「刑法」等の法律に規定する犯罪をいう。
	刑務所	主として、懲役受刑者、禁錮受刑者などを収容する施設。
	検挙	検察官・警察職員などの捜査機関が、認知した犯罪行為について被疑者を特定し、取り調べること。逮捕と異なり、必ずしも強制的な身柄拘束を意味しない。
	検挙者数	警察が検挙（犯罪について被疑者を特定し、検察官への送致・送付又は微罪処分に必要な捜査を遂げること。）した事件の被疑者の数。（居住場所等を問わない。）
こ	更生保護	犯罪をした人等を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動。
	更生保護施設	主に保護観察所から委託を受けて、住居がなかったり、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察対象者等を宿泊させ、食事を給与するほか、就職援助、生活指導等を行ってその円滑な社会復帰を支援する施設。
	更生保護女性会	地域の犯罪防止や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。
	拘置所	被告人、被疑者など、主に刑の確定していない人を収容する施設。
	コレワーク	法務省の矯正管区に設置された組織。受刑者等の帰住地や取得資格などの情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に応じ、事業主のニーズに適合する人を収容する矯正施設等の情報を提供するなどしている。

さ	再犯者	刑法犯により検挙された人のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
	再犯者率	刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。
し	社会を明るくする運動	全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする法務省主唱の全国的な運動のことをいう。毎年7月を強調月間として各地で様々な取組が行われている。
	少年刑務所	主として26歳未満の受刑者を収容する法務省所管の施設。
	少年院	家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う法務省所管の施設。
	少年鑑別所	家庭裁判所の決定によって送致された少年を収容する他、審判等のため、専門的な知識により鑑別を行う法務省所管の施設。法務少年支援センターとして、地域における非行・犯罪の防止に関する活動も実施している。
	自立準備ホーム	あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人等がそれぞれの特徴を生かして自立を促す施設。保護が必要なケースについて、保護観察所から事業者に対して宿泊場所、食事の提供と共に、毎日の生活指導等を委託している。
す	スクールカウンセラー	児童生徒の臨床心理に関して専門知識や経験を有し、学校において児童生徒や保護者へのカウンセリングなどを行う専門家。
	スクールソーシャルワーカー	社会福祉等の専門的な知識を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境への働きかけや、関係機関等と連携を図り、問題を抱える児童生徒への支援を行う専門家。
せ	窃盗犯	刑法犯のうち、窃盗の罪。
そ	その他の刑法犯	刑法犯のうち、凶悪犯、粗暴犯、知能犯、風俗犯に当てはまらない、占有離脱物横領、公務執行妨害、住居侵入、器物損壊などの罪。
	粗暴犯	刑法犯のうち、凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝等の罪。

ち	地域生活定着支援センター	高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする受刑者、少年院在院者に対し、矯正施設、保護観察所及び地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、矯正施設入所者中から出所後までの一貫した相談支援を実施し、社会復帰及び地域生活への定着を支援する機関。
	知能犯	刑法犯のうち、詐欺、横領、偽造、汚職、背任等の罪。
と	特別法犯	覚醒剤取締法違反、迷惑防止条例違反等の刑法犯以外の犯罪をいう。
に	認知件数	警察等捜査機関が被害届等を受けて犯罪の発生を把握した件数。
ひ	非行少年	犯罪少年（罪を犯した少年（犯行時に14歳以上であった少年）をいう）、触法少年（14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう）、ぐ犯少年（保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう）の総称。
	BBS会	Big Brothers and Sistersの頭文字をとって会の名称となっている。非行少年等様々な問題を抱える少年に、「兄」や「姉」のような身近な立場で接することで、少年たちの立ち直りや成長を助ける青年ボランティア団体。
ふ	風俗犯	刑法犯のうち、賭博、わいせつ（強制わいせつ・公然わいせつ・わいせつ物頒布等）の罪。
ほ	保護観察	犯罪をした人等に対し、社会の中で更生するよう、法律や裁判等で定められた期間、保護観察官及び保護司による指導・支援を行うもの。
	保護観察所	犯罪や非行をし、家庭裁判所の決定により保護観察になった少年、刑務所や少年院からの仮釈放になった人、保護観察付執行猶予となった人に対して、保護観察を行う法務省の機関。
	保護司	保護観察処分中の人と定期的に面接を行い、更生を図るための指導、生活上の助言や就労の手助け等を行うボランティア。



福知山市市民憲章

幸せを生きる

わたしたちは、ふるさと福知山を“幸せの舞台”にします。

水清い由良川、緑濃い山々、行き交う人々。

生き生きとして、伸び伸びとしたふるさとをつくります。

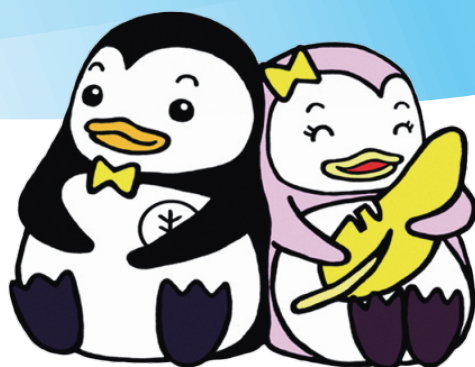
わたしたちは、ひとりひとりの中に

人生を自由で美しいものにする力を持っています。

そのわき出る力を集め、四季を愛し、命を尊び

共に幸せを生きます。

平成3年4月1日 制定



法務省・更生保護マスコットキャラクター
更生ペンギンのホゴちゃんとサラちゃん

福知山市再犯防止推進計画

発行日 令和 6(2024) 年 3 月

発 行 福知山市

編 集 市民総務部市民課

〒620-8501 京都府福知山市字内記 13 番地の 1

T E L 0773-24-7020 (直通)

F A X 0773-23-6537